

第一百二回

参議院農林水産委員会会議録第十三号

昭和六十年四月十六日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

北修二君

高木正明君

谷川寛三君

藤原房雄君

岩崎純三君

浦田勝君

岡部三郎君

熊谷太三郎君

小林親男君

坂元国司君

竹山初村淹一郎君

星坂元長治君

水谷裕君

稻村稔夫君

菅野久光君

山田譲君

刈田貞子君

塙出啓典君

下田京子君

田測哲也君

喜屋武真榮君

農林水産大臣官房審議官及大臣官房審議官

吉國隆君

農林水産省經濟局長

後藤康夫君

農林水産省構造改善局長

井上喜一君

農林水產省農業園芸局長

関谷俊作君

農林水產省畜產流通局長

野明宏至君

農林水產省食品林野庁次長

堺田実君

農林水產省食品林野庁次長

堺田滋君

農林水產委員會専門常任委員會専門

安達正君

事務局側

佐野宏哉君

本日の会議に付した案件
(内閣提出、衆議院送付)

○農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特
別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員
会を開会いたします。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特
別会計法の一部を改正する法律案、農林漁業金融
金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正
する法律案、以上三案を便宜一括して議題といた
します。

三案につきましては、既に趣旨説明を聴取して
あります。

おりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○稻村穂夫君 私は、ただいま審議に付されてお
ります金融三法の審議に当たつて、あらかじめそ
の前に少し政府側の態度を確認をしておきたい、
このように思うことがございますので、ストレー
トに法案とかわつておりますせんけれども、大変
重要な関連を持ちますので、お伺いをしたいと思
うわけでございます。

それは、今、大変大きな日米間の関心事になつ
ております貿易摩擦、アメリカの日本の市場開放
要求の問題についてであります。

その第一は、過ぐる本会議の緊急質問等でもい
ろいろと質疑が行われたわけでありますけれども、
も、その中の柱の一つに合板の関税引き下げ、木
材関係の問題があつたわけであります。この木
材関係の問題については、政府の方でもいわ
ゆる行動計画案なるものをつくられて、これで対
処をしようというこのようでありますけれども、
も、その行動計画案によりますと、これは新聞に
よるところによりますとおおむね三年、おおむね
というのがついて三年目からということのようで
あります。このおおむね三年目から関税の引き下
げの実施をするということになつていることと、
それから木材の救済策については五年間といふ農
林水産省の方針があるようでありますけれども、
そうすると、この三年間と五年間といふのはずれ
があるのでないか、こんなふうに思うわけであ
ります。

その辺のかかわりをひとつお聞かせをいただき
たいと思いますし、同時にまた、この政府の行動
計画の方針が発表されましてからアメリカ政府の
内対策の進捗状況を見つつということになつてお
りますが、三年目から関税の引き下げの問題につ
いても前向きに取り組むと、こういう内容になつ
ております。

それからアメリカの反応でございますが、安
倍・シユルツ会談が十三日土曜日に行われまし
て、新聞等に報道されておりますように、今回の
経済対策全体として日本政府の努力を評価をする
ということになつております。あと議会は今イー

スターのお休みでございまして、日本で申しますれば五月の連休といふような時期に当たつておりますので、その反応についてはまだはつきりした形では出でおりません。方向づけはなされたけれども、それでは関税面についての一体措置が具体的にどうなるのかということがもう一つはつきりしない、その辺についてやはりこれから明らかにしてほしいというふうな反応が一部に出でていると

いうふうに承知をいたしております。

○福村稔夫君 これは対外的なことがいろいろあるわけありますから、難しい問題が非常にありますことは私もよくわかるわけであります。しかし、同時に、今も局長の御答弁の中にありますように、木材関係産業というのは大変な厳しい状況の中にあるわけあります。それだけに、輸入圧力というのとは本当にそれこそ命がかかる形で見守っているというのが実情だと思うんですね。私は、この点については、経済対策闘議会議でしたか、に大臣も出ておられると思うんですけども、まだ渡米をされる前の安倍外務大臣が、この行動計画の骨格ができた後ですか、九日の会議では、この程度の対応では国内では了解されても外国の印象はよくないのではないかという懸念を発表されたと、こういうようなことも記事として報道されております。その辺のところの真意というものはどうなんでしょうか。また、そのとき大臣はどういうふうに対応をされたんでありますか。大臣のひとつあれをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤守良君) 今、大体のことは後藤局長の話したとおりでございますが、四月九日の経済対策闘議会議におきましては、実は外務大臣はそういう発言をいたしました。というのは、結局、自分は国内についてははわかるけれども、アメリカにおいてはなかなか理解が難しいんじゃないという話がございましたけれども、私どもとすればどうしてもこれを願いしたいということをお願いし、そのことを御理解していわゆるOEC D、それから安倍・シュルツ会談に臨まれたとい

うことだと思います。

それで、きょうもちょっと安倍外務大臣から報告がございましたけれども、シュルツ会談におきましては、日本の四分野に対するこのたびのことについては高く評価する、ただ問題は、議会筋においては必ずしもそうではない、かなり厳しくおきましては必ずしもそうではない、かなり厳しくものがあると、こんな話があつたということです。

○福村稔夫君 今の経過はその程度ということでおきましては必ずしもそうではない、かなり厳しくおきましては必ずしもそうではない、かなり厳しくものがあると、こんな話があつたということです。

おきましては必ずしもそうではない、かなり厳しくものがあると、こんな話があつたということです。

この五年なら五年過ぎたときは大きな活力を持つて国際的な競争にも耐え得るという、そういう経済体質ができるというふうにはとても考えられないんですけれども、その辺はいかがなんですか。

○政府委員(堀滋君)

お話をとおり、林業、特に

川上の生産段階におきましては息の長い話でございまして、その基盤整備も造林、林道等の事業を初め計画的にこれを進めておるわけでござりますが、ただ全体に、現在の活性化を要請されておる条件の一つといたしましては木材需要の拡大がござります。やはり林業全体のパイを大きくして、価格の面におきましても有利な条件をつくり出していかなければならぬということでおきります

から、この活性化を中心いたしまして一定の対策をとつておるところでございますが、先ほど申し上げました五ヵ年間にわたつてそういうた現在進めておりますものを一層アクセレーネートいたしまして、そこには、川下から川上まで総合的なこの際のカンフル的な内容も盛り込みまして活力回復に努力しようということでございます。また、その対策の推移の状況を見まして関税問題にも対処していく、こういう考え方でおるわけでござります。

○福村稔夫君 私は、林業の性格からいきますと、短い間にそのカンフル注射的な対策で急速に活性化をしてくるなどという性格のものではないというふうに思ふんです。というのは、長いサイクルを持つたそういう生物、生き物を扱っていくわけでありますからね。ということになりますと、その五ヵ年間の対応というのは、合板業界等の、言つてみれば加工業についての対応というの

が基本的には重要なとおもふべきであるとおもいます。

○政府委員(堀滋君) ただいまお話をございましたように林業、木材産業は非常に厳しい状況にござりますので、まず、この活性化を図るということが基本的には重要なとおもふべきであるとおもいます。

○福村稔夫君 そのため、木材需要の拡大、木材産業の体質強化あるいは川上の間伐、保育等の森林、林業の活性化を中心としたしまして特別に対策を特に講ずることで、現在私どもその具体的な内容等について検討を進めておるところでございまして、ぜひとも実効の上がる対策にいたしたいと思っております。

○福村稔夫君 今のお話では、私は極めて心もとないんですね。といいますのは、木材産業の大変な厳しさというのは、一つには、やっぱり国産材の経済性の問題というのが今あるわけでしょう。その経済性といふものは、かなり年月をかけて体質改善が実際に効果を發揮してこなければあらわれてこないものだと思うんですね。といふことの中で、今度のお話の中で、それじや、

で対応していくよでなければ、しかもそれは随分長い期間を見通してやると、ことではなればならないと思うんであります。

きょうは林業のことだけで議論をしている時間で伺っている範囲でありますから、非常に聞きたいこと、また問題だと思う点いっぱいありますけれども、要は、そうした林業の育成というごとに特段の力を入れるということを前提にして、

五ヵ年なら五ヵ年の対応策というものを考えると、これは当然のことだと思ふけれども、ぜひその方向へ力を入れていただきたい、このよう

に思うわけであります。

そこで大臣、今回のこの対応について政府の方も財政的な措置も当然考えておられると思うんであります、新聞報道等では、なかなか大蔵の方はうんと言つていらないというようなことも報ぜられておりますけれども、何しろ錢をかけなきや対応策はできないわけでありますから、その辺のところは大臣はどういうふうにお考えになり、今どう行動をしていくかとしておられますか。その辺のことをお聞かせいただきたい。

○國務大臣(佐藤守良君) 福村先生にお答えいたしますが、おっしゃるとおりでございます。

そこで、特に実は、この文章をひとつ注意して見ていただきたいのは、「財政金融その他所要の措置を当面五ヵ年にわたり特に講ずる」ものである。この「特に」というのに大変意味があるわけございます。実は私も、この委員会では申し上げませんけれども、私は別枠は間違ひなくこれる、この自信のもとに進んでおるということを御理解願いたいと思います。

木材関係はそのくらいにいたしまして、今度もう一点伺いたいのは、四月十三日の新聞で報道されたわけでありますけれども、アメリカが援助用に、日本に対する穀物の一千万トン買いつけ要望といいますか、をしたというふうに伝えられてお

ります。これには農水省の方も一応は断つたといふように書かれておりますけれども、この穀物緊急輸入要請というものについてどのように受けとめておられ、そして、これは今後またいろいろな形で形を変えて出てくるのではないかという心配もいたしますので、そうした場合にどう対応しようとおられるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) まず最初にお答えを申し上げておきたいと思ひますことは、アメリカの要請は、食糧援助用に穀物をまとめて買つてくれ、こういうことでございまして、対外食糧援助の問題ということになりますと、これはケネディ・ラウンド以来のK.R.食糧援助でございますが、あるいは開発途上国で災害が起きましたときの緊急食糧援助というようなものをやつておりますが、これは所管としては外務省でございまして、一部予算計上の関係で大蔵省も関連をしてまいるという事でございまして、政府、行政での判断、決定というのはそちらの方がなさるということになつてまいりうと思ひます。

この問題が出てきた背景は、もう御案内のとおりでございますが、アメリカの農業が大変な不況である、そしてまた、ドル高でなかなか輸出が伸びない、最近、世界の穀物市場の中でもアメリカのシェアが落ちてまいつておりますし、昨年も輸出が不振、ことしも、いろいろな見通しを見ますと昨年よりもまた落ちそうだといふような状況にあります。他方、アメリカの対日貿易赤字の問題があり、何か非常に目に見える形で日本が措置をとつてくれないかといふような気分があります中で出てきた問題だと、こういうふうに思つております。

そういうことでございますが、私ども、まずこの問題を聞きまして思ひましたことは、K.R.援助等で食糧援助をやつておりますが、これは最近の近年の実績でもアメリカの小麦を使用しておりますのは七、八万トン程度でございますので、一千萬トンというものとの間にけたが相当大きく違います。

○福村稔夫君 いろいろな仕掛けがあつてそう簡単にいくまい、そういう観測もできないわけではない、こうしたことなんんでありますけれども、私が心配をいたしますのは、これで今援助要請として一千万吨の要求をした。それはいろいろな形でうまくいかない。うまくいかないから、ではかわるものとして牛肉をどうしろオレンジをどうしろ、その他の穀物をまともうしろ、日本でもどうしろとかいうような形で、言つてみれば輸入圧力というような形でこれをひとつにし、強化をされるということとも多分にあり得ると思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) これは穀物につきましては、小麦につきましても大豆につきましても、アメリカとの間では今争いになるような大きな問題は抱えておりません。あるからこそ、穀物を買ってほしいという場合に食糧援助用に何とかならないかといふことを言つてきておるわけでございまして、この問題の帰趨がどうなるかというこ

とによりまして、他の農産物の輸入圧力といふふなことに直接響いてくるというふうには私ども必ずしも考えておらないわけでございます。

○福村稔夫君 今はこうした援助用という形でアメリカ側の配慮もあるだろうといふことも含めておられるようありますけれども、幸いにしておる形でありますけれども、私は今アメリカの

経済状況、それから特に農業の置かれた状況等を見てまいりますと、必ずしも楽観ばかりしていらっしゃないという、そういう側面があると思います。それだけに、国会決議もそれであることありますし、毅然とした態度を常に農林水産省は持つて、それを食糧不足に悩む開発途上国に持つて、それがございますが、できるだけ輸出余力のある開発途上国の農産物を先進国がお金を出して買つて、それを食糧不足に悩む開発途上国に持つて、そういうことが原則になつてているというようなことがございまして、なかなか難しい問題が多々あるのではないかといふうに農林水産省としては考へておる、こういうことでござります。

○福村稔夫君 いろいろな仕掛けがあつてそう簡単にいくまい、そういう観測もできないわけではない、こうしたことなんんでありますけれども、私が心配をいたしますのは、これで今援助要請として一千万吨の要求をした。それはいろいろな形でうまくいかない。うまくいかないから、ではかわるものとして牛肉をどうしろオレンジをどうしろ、その他の穀物をまともうしろ、日本でもどうしろとかいうような形で、言つてみれば輸入圧力といふ形でこれをひとつにし、強化をされるということとも多分にあり得ると思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) これは穀物につきましては、小麦につきましても大豆につきましても、一方では緑とか空氣とか、あるいは国民食糧の確保であるとか、そういった言つてみれば工業生産には見られないいろいろな特徴といふものを持つておられますけれども、この辺のところをまずお伺いをしたいというふうに思つておるわけであります。

○福村稔夫君 お答えいたします。

先生御存じのことですが、農林水産業といふのは、一般に自然条件に左右されやすく、しかも経済合理性のみでは割り切れないでござります。それからまた、日本の農業につきましては経営規模が小さいとか、あるいは収益性が低いとか、あるいは作目が多様化しているというような特質もあります。

まず、補助金というものについてどういうふうにお考えになつておられるか、それをお聞かせいただけます。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。

そこで、この三法の問題に入るわけでありますけれども、今は補助金農政から融資農政へなどという言葉が、これは農林水産省の方が積極的に使つておられるのではないかかもしれませんけれども、言つてみれば一般的によくそういうふうに言われる。こういう中でござりますけれども、それだけに、私はその前提として、それでは補助金といふのは一体どういうものであろうか、補助金について基本的にどのように考えておられるか、この辺のところをまずお伺いをしたいというふうに思つておるわけであります。

○福村稔夫君 私は、実は自分の足元が一番よく

わかるものですから、自分の足元のいろいろな例

といふものを見るわけであります。そういう中

で、例えば山間地である村長さんはそれこそ構

造改善も、あるいは地すべり対策費も、そういう

ふうに知恵を絞つていろいろな補助金をかき集め

て、一つの基盤整備事業を、その地域のものをま

とめ上げていくというような涙ぐましい努力をしておられる姿も幾つか見てきているわけであります。

そこで、私は今のように補助金とは何だろうと改めて考えさせられるわけであります。昨年、私もこの委員会で質問をしたことがありましたが、長岡で大きな土砂崩れがありました。その土砂崩れの地域を見に参りましたところが、そこは耕作放棄された田んぼが随分ありました。龜裂が生じていて、そこに雪解け水がかなり浸透しているというようなことが具体的な事実としてあつたかどうかということはいろいろと議論があつて感じさせられました。

そういう状況というのを見てまいりまして、私はこれはその地域の災害防止ということではなく、その川下を含めての災害防止として、水田というのが非常に大きな役割を果たしているということを改めて感じさせられました。

そういう事故が起つたところは、災害対策等公共の事業で特別な対策でやられるわけでありますけれども、先ほど申し上げましたような事前にいろいろと工夫をしているようなところというのでは、これは言つてみれば、やはり補助事業ということを利用してやつていているという恰好になるわけです。でも、それができることによって治水の面では非常にやつぱり大きな意味を持つ、こういうことになるわけであります。食糧の生産、国民食糧の生産という観点でも非常に大事であります。

同時に、そういう治水という観点からも大事な役割を果たす。言つてみれば、これはもうまさに、こうした場合などは国民の全体にと言つたらあれども、それこそ個人だけではない、地域だけではない、かなり多くの部分に利益をもたらすというそういう仕事になる。これが補助金事業ということでやられているというのは、やっぱり私はそこがおかしいなという感じがするんですけども、むしろこういうところは積極的に社会的負担ということで考えられないだろうか、そんな

ふうに思うんですけれども、これは一つの例を申し上げました。こういう例というのが幾つもあるのではないかでしょうか。

だから、補助金という名前で呼ばれているものについても、そういう社会的負担とその政策誘導の部分というものを、やっぱり今改めて見直していただきことが必要なんじゃないだろうか。いやそうしておられるのかもしれませんけれども、もししておられるのであればどういうことを検討しておられるのか、あるいはこれからどういうふうにしていくとお考えになつてているのか、その辺のことと私の議論が間違つていてはどうかということともあわせてお答えがいただければありがたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま先生御指摘のとおり、農林水産省で行つてています補助事業の中には、単に補助対象事業者に益するだけじゃなくて、その地域社会なり、さらには国士あるいは水資源、こういうものを守つていくために寄与している補助金というもののがかなりあるわけだと思います。

そういうものにつきましては、我々としても、従来からこういう厳しい中で補助金の整理というものが進んでおりますけれども、そういういわば先生のお言葉をかりりますと、社会的負担のニュアンスの濃いものにつきましては、何とか補助金を守つていくということで従来からやつてきておりまますし、今後ともやつてしまいたいとは思つておりますけれども、ただ残念ながら、補助金の性格

です。でも、それができることによって治水の面では非常にやつぱり大きな意味を持つ、こういうことになるわけであります。食糧の生産、国民食糧の生産という観点でも非常に大事であります。

同時に、そういう治水という観点からも大事な役割を果たす。言つてみれば、これはもうまさに、こうした場合などは国民の全体にと言つたらあれども、それこそ個人だけではない、地域だけではない、かなり多くの部分に利益をもたらすといふいう仕事になる。これが補助金事業ということでやられているというのは、やっぱり私はそこがおかしいなという感じがするんですけども、むしろこういうところは積極的に社会的負担ということで考えられないだろうか、そんな

がら臨んでおられると思しますけれども、今までに補助金をできるだけ行政改革の精神に従つて補助金は減らしてというような方向が打ち出されかけていますだけに、そういう社会的負担に当たるものが、もし補助金ということの中の一括して考えられて絞り込まれていくということになるとき、私は極めて不幸だというふうに思うわけです。それだけに私は、農林水産省としてその辺のところを理論的にもつと強化をしていただき財政当局とその辺のところを、財政当局の方でも混同が起らないようにとということを強く力強く推進をしていただきたい、このことを御要望申し上げるわけであります。

そこで、そういたしますと、ここのこと、そうちで補助金が多いということもあるのであります。でも、財政当局とその辺のところを、財政当局の方でも混同が起らないようにとということを強く力強く推進をしていただきたい、このことを御要望申し上げるわけであります。

そこで、そういたしますと、ここのことについても、その金目としてどうなつたかということについても、必ずしも定かにございませんで、むしろ金目

と、いうよりは、政策手段なり誘導手法として補助金といふのを、この五年くらいの間の比較でいいですけれども、五年くらい前と現在というと

でいいのでありますけれども、大体農林水産関係の補助金が幾らぐらい減つたのであります。か。

○政府委員(田中宏尚君) 昭和五十五年から昭和六十年にかけてのこの五年間で見てみると、農林水産省所管の補助金等の総額でござりますけれども、五十五年には一兆九千七百二十八億円ございましたものが、この五年間で一千二百九十七億円減りまして、現時点で一兆八千四百三十一億円と

いうふうになつております。この中で、特に農林水産省の場合、約六割弱が法律補助と称されていますけれども、これが五千五百億円とありますけれども、これが五十五年に一兆一千百五十億ございまして、三百十六億この五年間で減少いたしまして、現在では一兆八百三十四億、こういう状況になつております。

○福村稔夫君 その補助金の減というものが、主としてどういうところに影響が出てきているといふうにお考えでしようか。あるいはこれから出

てくるというふうにお考えでしようか。そしてそれは、これから審議をいたします金融で置きかえられていき得るというふうにお考えになつてゐるんでしようか。それとも、金融ではカバーしきれんでしょうか。それとも、金融ではカバーしきれない、金融とは少し違う側面がいろいろある、こういうふうにお考えなのでしようか。その辺のところはいかがですか。

○政府委員(田中宏尚君) 従来から減つてまいりましたものの人口は、例えば水田利用再編対策でございますとか、先生の先ほどの分類で言いますと、奨励的補助にかかる部分というものがかなり多かつたわけでございます。

それから、補助から融資という中で、具体的にその金目としてどうなつたかということについても、必ずしも定かにございませんで、むしろ金目と、いうよりは、政策手段なり誘導手法として補助金額を大幅に切るための手段として融資を採用しているというような因果関係には必ずしもなつてないわけでございます。

○福村稔夫君 そこで、今、政策的な補助の分が今まででは主として減額をされてきたということです。この金融、融資とのかかわりというのは特別にそこにはない、言つてみればそういうふうな御回答だつたと思うわけであります。

そこで、補助か融資かとすることを問題にするいたしますと、私はやはり農業というものの持つている他産業との相違点、その辺のところをいろいろと検討をしてみなければならぬ、こんなふうに思つてございます。といいますのは、農業はもう申し上げるまでもなく、資本の回転率といふものは、これはもうほぼ固定的、物によつては多少動かせるものもあり得ますけれども、大方のものは固定的と言つていいような状況でありますし、そしてまた、その利益率といふのも、他産業との比較でいきますと、それこそ利益率を大幅に上げていくというようなことがなかなか困難、いやむしろ逆に利益率の方は下がつていくという場合もあり得る、他産業との比較でい

くと非常に制約を受けている、そういう産業た
いうふうに思うんです。そういう特殊な産業とい
うものに、果たして金融ということで、融資とい
うことに対応できる部分はどれほどあるんであ
るか、この辺のところが実は私には若干疑問があ
るわけあります。

そこで、端的なことをお伺いをするわけであり
ますけれども、融資といえば必ず返さなきやなら
ぬ、これは例えば農業改良資金等でありますと、
無利息ということが仮にあつたといたしまして、
も、無利息であつても返さなきやならない、こう
いうものになるわけです。そういたします
と、例えば生産費割れというのが起こる場合です
ね、そういう場合には生産費
割れを起こしたような企業は廃業をするという
ようなことも比較的やりやすいわけでありますけ
れども、農業の場合にはそこから離れるというこ
とはなかなか難しい、こういう問題等もございま
す。そういう中で返さなきやならないという融資
の方の焦げつきということ、これが非常に大きな
問題、これは他産業の金融とは違つたそういう大
きな問題を持つんではなかろうか、こんなふうに
思うんです。

ということになりますと、果たして補助金農政
から融資農政へということで、補助金といふのは
一定程度の返すといふ必要のない資金といふこと
になるわけありますから、その辺のところがな
かなかどの程度までどういう種類にということで
これはいろいろ難しさがありますけれども、単純
に補助から融資へという流れになつていいもので
あるうか、こういう疑問がやつぱりどうしても残
ります。その辺のところはどういうふうにお考
えでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 政策的なこういふ誘導
手段いたしまして、大きく申しまして補助と融
資といふものがござります。

先ほど来御議論が出ておりますように、土地基
盤の整備でございますとか、あるいは造林でござ
いますとか、こういったいわば個人資産の形成と

いう面もありますけれども、社会資本の形成とい
いますか、そういうものにかかるようなものを
中心にいたしました補助の分野と、それから農業
経営をやつてまいります場合の例えれば運転資金で
ござりますとか、あるいは個人用の機械、施設と
いうような私的な資本の形成と申しますか、こう
いったところが融資の分担分野というようなこと
に大きく言えばなるわけでございますが、実はそ
ういったものの中間にもパイロット的なもの、あ
るいは共同利用的なものについては、どちらの誘
導手段がいいかというようなかなり広い分野での
選択の余地というものはあるわけでございます。

今、融資は償還をしなくちゃいけないというお
話がございましたけれども、補助も一〇〇%補助
というのはほとんどないわけでございまして、二
分の一補助でございましたれば三分の一自己負担が
ござります。三分の一補助でございましたれば三分
の一は自己負担をしなければならないということ
でござりますし、それからまた、融資にいたしま
しても、これは決して国が負担をしてないという
ことではございません。例えば公庫資金の資金コ
ストというようなものから計算をいたしますと、
三分五厘資金で二十年の融資を公庫からいたしま
すと、公庫の補給金といふ形で国が五十七万円の
利子負担を百万円の貸し付けについてするといふ
ことでござります。

したがいまして、対象事業に応じましてどちら
が政策誘導手段として適切かということを、その
ときどきの農業情勢また財政事情といふうなこ
とも全く考慮されないと、うなことはないと思いま
すけれども、そういういろいろな条件を勘案し
ながら、政策手段をどういうふうに組み立ててい
くかということを判断するということになるんで
はなかろうかと思つております。

近年、補助の対象としてまいりましたものを融
資の対象に切りかえるという措置を何回かやつて
まいつてきておりますが、これは基本的に申しま
すと、機械、施設等の個別的な経営になじむよう

をより一層發揮させることができる金融という手
段でやつた方がよからう、またその方が財政資金
の効率的な使用を図るという観点からも適切だろ
うというようなことで、そういった分野につきま
して補助から融資への切りかえをやつておるわけ
でございまして、補助から融資へと申しまして
も、本来やはり先ほど申しましたような社会的な
資本の形成というふうなものにかかる補助とい
うようなものは、今後ともやはり堅持をしていく
必要があるものだらうというふうに考えておりま
す。

○稻村稔夫君 大体の方向、お考えはわかりまし
た。そうすると、言ってみれば、社会的資本とし
て考えられるようなものについての補助といふも
のはこれはもう後退をさせない、そういうこと
で、いわば政策誘導的なものが補助金から融資へ
という大体そのケースに入つていく、こんなふう
に理解をしてよろしゅうございますか。

○政府委員(田中宏尚君) いろいろとバラエティー
はあるうかと思ひますけれども、基本的にはそう
いうことでよからうと思っております。
○稻村稔夫君 そこで、ちょっと角度をまた変え
まして、そういう角度をまた変え
ました。要するに借りられる条件とい
うものがいろいろと出てくると思うんです。これ
は後ほど具体的にそれぞれの資金についてまたお
伺いをする際にそれ伺いたいというふうに
思つておりますけれども、そうすると、これは構
造政策を進めていくこととの関連の中で、
融資行政といふのは、そういう返済能力を持つて
いるものを見ていく、こういうことだと理解して
よろしゅうございますか。

○政府委員(後藤康夫君) 当然のことながら、金

融でござりますから、無利子資金でございまして
も元本はお返しをいたしかねなければいけないわけ
でございます。これは金融という限界は、当然そ
うしていただかなければいけないわけでございま
す。

○政府委員(関谷俊作君) 総合施設資金について
のお尋ねでございますが、第一の拡大する部分で
ござりますが、これは法律上は、育成して自立経
営となる程度の経営を目標とすると、こう書いて
ございまして、自立経営のいわば一步手前、こう
いうことに簡単に言えばなるわけでございま
す。我々の考え方としましては、自立経営の從來
の目標になります規模なり所得なりがござります
ので、いろいろの從来の貸付実績等を見ますと、

その目標の所得なり規模なりの大体七割程度の段階に達する、そういう経営を目標にするもの、そういうことで、從来段階的融資ということで、二段階構成で自立経営に達するという経営には融資をしておつたわけでございますが、どうも二段階融資が必ずしもうまく利用されておりませんので、簡単に言えば、今の自立経営となる一步手前、具体的には自立経営目標の七割という程度の経営目標を定めて経営改善する方々たちを融資対象とするということが、今回の拡大される部分でございます。

なお、第二の御質問の目標でございますが、お尋ねの中にございましたように、例えば經營規模で、稻作で申しますと、從来大体四百四十アール、四・四ヘクタールぐらい、この辺のところを經營規模としては目標にしておつたわけでございます。我々としては、これを今、七割といふうことで申しますと、やはり三・三ヘクタール前後ぐらい、稻作の場合こんなところあたりを今回の經營目標として決める、こういうことがいいのではないかと思つておりますと、この辺はいずれにしましても、都道府県の段階でさらに具体的に目標について規模を設定するということでございますが、考え方は以上申し上げたようなことでござります。

○稻村稔夫君 そういういたしますと、まず目標の方からちよつと伺いたいんですけれども、目標が稻作で大体四・四ヘクタール。これはそうすると、今までの目標と変わらないわけですね。今度の改正によつても変わらないわけですね。ということでいきますと、實際に稻作で、これはかなり地域によって違いますが、私どもの新潟あたりでいきますと、かなり大きい方になりますけれども、しかし、これが自立経営ということで、これだけで生活をしていくというような農家、専業農家としては少々問題がある。むしろ、このごろ、私の周りあたりでは、大体もう五、六ヘクターくらいやつてあるのがやつと息をついている、こんな形になつてゐるのでありますと、そうする

と、自立経営の目標というのがちょっと低過ぎるんではないだらうか、こんな感じもするんですけどれども、いかがでしようか。

○政府委員(関谷俊作君) ただいまの四・四ヘクタールと申し上げましたのは、自立経営のいわば目標規模の下限でございます。したがいまして、これより上回るということいろいろ考えるわけでございます。

それともう一つは、これは全国的なめどを申しけれども、大体全國的なめどとしてこのぐらいあれば我々の考へている自立経営の一一番下限の目標に所得は達成し得る、こういうような想定のもとに設定をしているものでございます。

○稻村稔夫君 それはここでは稻作での目標になつていますが、そうすると稻作は単作でということですか。

○政府委員(関谷俊作君) 下限の目標でございますので、我々としましては、これは農業白書等に載っておりますが、大体下限農業所得、いわゆる自立経営の概念でぎりぎり達する下限農業所得がどのくらいかということを想定いたしまして、そのぎりぎりのところに到達する場合にはとくにことで、先ほど申し上げました四・四ということを設定をしているわけでございますと、新潟県の具體的な決め方につきましても、これは少し前からもされませんけれども、やはり水稻の場合四・〇あるいは四・五、こういうような規模を設定いたしております。あくまでもこれは下限でございますので、実際にももう少し上のラインである方が安定しているということはございましょうが、融資対象を選別する場合の一番ぎりぎりのところ、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○稻村稔夫君 私、こういうことを申し上げましたのは、こういう経営目標達成ということでいかれまして、実際はもつと本当に安定をするということになれば高いじやないですかと、しかし融資の対象として考えていつたときに、例えば新潟県は比較的経営面積というのは全国的なことでいけば大きい方です。そういう中で、やはり四ヘクタール以上層ということになりますと、例えば私の町でいきましても、二千五百戸ある農家の中のほんのごく一部でしかないということになるんでですよ。そうすると、ほんのごく一部でしかないものがこれは対象にならないということになるでしょうかということなんです。

それで、新潟は決して单収が低い方ではありません、全国規模の例で言つたら、そういう中で、せん、今の五ヘクタールでもなかなか容易でないですよ

と、こういう状況が生まれてきているときに、目標が四から五というのでは、まあ下限というお話を詰めていろいろとやればできることはないといふことは言えるかもしだれども、言つてみれば、それこそ社会的に平均的な生活を維持できるようなということを考えたら、私はこの辺、目標というのは少し低いではないだらうか。これは実態に合わせてそう感ずるということなんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) 下限の目標でございまして、あくまでも目標であると、こういう状況が生まれてきているときに、目標でそういう規模に達する、こういう場合に融資対象にすることございますので、したがいまして、現状は經營規模の制約というのはないわけですが、現状でもって選別をしきります。ただ、もちろん一定期間後にその規模に達するためには、現在もある程度の經營の規模なり能力なり、そういうものがなければならぬとは思いますが、現状でも、現状でもって選別をしているわけではなくて、あくまでも目標であると

いうことでございます。

○稻村稔夫君 しかし、その七〇%程度ということを言われば、これは極めて具体的になつてくるわけでありまして、そういう具体的な目標が認められる場合はこれは別でありますけれども、とういう目標を立ててそこへ行くという努力をする。努力をすれば、実際にだれかがそうなつていけば、現在農業をやつてゐる者がやめなければならぬ。やめなければ、そういう規模拡大というのにはならないわけですね。新墾地、新しいところを開墾する場所があつて、そういう条件が認められる場合はこれは別でありますけれども、普通の状態でいえば、やめる者がなければこういふふうに拡大はしていけないわけがありますから、そうすると、やめていかなければならない者と思われるような対象には貸さない、こういうことになるわけですか。

○政府委員(関谷俊作君) 一方で經營規模拡大がございますと、これは利用権設定等でも、片方で農地の提供者があるわけでございます。そういう方たちは經營規模の縮小なり廃止ということも考えられるわけですが、いざれにしまして、また自分はやめるんだ、あるいは規模も自立経営の目標あるいは自立経営による七割程度の目標、こういうものの目標を定めて經營の改善をしていく、こういう意欲なり能力のある方たちに融資をしようというのがこの趣旨でございまして、また自分はやめるんだ、あるいは規模を縮小していくんだと、こういうような方向を

持つておられる方には、これは資金の性格からして融資ができない、こうすることになるわけでございます。

○稻村穂夫君 今、局長の御答弁の中で能力がある者というお話を出ましたが、そうすると、その能力があるかないかというのほどが判断をするんでしようか。

○政府委員(関谷俊作君) 総合施設資金の場合には、都道府県等関係者による融資協議会を開催しております。そこで普及所等の参加も積極的にいたしまして、そういう関係の融資の方だけではなく、當農指導面についてもよく今後指導する、そういう指導の関係の人たちも参加をしました融資協議会での審査なり判定、これが公庫の貸付決定に際しまして参考とされているということです。

○稻村穂夫君 その融資協議会というのは、どういう構成メンバーになるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 融資協議会は、構成でございますが、都道府県、それから農林漁業金融公庫、それから農協の信連、それから農林中央金庫、この辺はもちろん公庫や支店あるいは支所等の出先でございます。それから、農業信用基金協会、それから関係農協、それから特に都道府県知事の指名した者が、総合改善計画について意見を述べるというような構成になつております。

○稻村穂夫君 今の都道府県と、いうその地方自治体を除きますと、大体今の御答弁だと貸す側の方が大体中心メンバーになるわけですね。そこで、能力の判定というのを貸す側だけですると、いう形というのは、私は極めて何とか余り望ましいことはない。要するに、能力があるかないかといふことでありますけれども、もつと幅広く客観性が持てるような対応策というのはないんですね。

○政府委員(関谷俊作君) 今の融資協議会の構成の中で都道府県というのが入っておりますが、都

道府県の中には御承知のように金融の主務課と、それから普及事業の主務課が入っているわけでございまして、普及所の方では借入希望者に対する當農指導等を行なう関係で意見書等を提出し、それが協議会に意見を反映させる、こういうことでござります。

○稻村穂夫君 いざれにしましても、今根掘り葉掘り伺いましたのは、言つてみれば、これが選別融資の道具として使われないようによつて、私は大変懸念をするものですから、使われないようにしていただきたいふうに考えますので、そこは公正な貸し付けができるようにといふふうにぜひいろいろと運用面で配慮をいただけたい、こんなふうに思うわけであります。

いろいろと今御答弁いたしましたけれども、それだけでは私の方はどうも本当に能力があるかないかということの判定にはまだ若干懸念がありますといふことを申し上げておきたいと思います。といいますのは、例えば経営規模の拡大を図るといつても、何らかの事情で一たんは規模縮小をせざるを得ない事情が何かあつたけれども、本人は意欲を持つていて、何とかしてこれをまた拡大してやつて、いこうというようなケースだつてあります。そういうものがやっぱり得るわけであります。そういうものがやつぱり救済をされいかなきやならぬといふふうにも思つてあります。その辺のところを特に総合施設資金ということで、そういう差別、選別融資がされないようについてことを、ぜひお願いをしたいと思います。

○稻村穂夫君 次に農地等取得資金について伺いたいというふうに思います。これは三・五資金と今度は五・〇資金とに分けられるわけありますけれども、これを分けた理由はどういうことですか。

○政府委員(井上喜一君) 今御指摘がございまして、農地等取得資金について伺いたいといふことです。これは三・五資金と今度は五・〇資金とに分けられるわけありますけれども、もつと幅広く客観性、そこには都道府県くらいしか入つてないわけありますけれども、そこには都道府県くらいしか入つてないわけありますけれども、もつと幅広く客観性が持てるような対応策といふのはないんですね。

○政府委員(井上喜一君) 今御指摘がございまして、農地等取得資金について伺いたいといふことです。これは三・五資金と今度は五・〇資金とに分けられるわけありますけれども、これを分けた理由はどういうことですか。

○政府委員(井上喜一君) 今御指摘がございまして、農地等取得資金について伺いたいといふことです。これは三・五資金と今度は五・〇資金とに分けられるわけありますけれども、これを分けた理由はどういうことですか。

たように農地等取得資金、從来三・五%のものを今回三・五と五%に分けるわけでございますが、資金をできるだけ効率的に使う、そういう観点から、おむね一割程度のものにつきまして五%の金利を適用する、こういうぐあいにしたわけでございます。

○稻村穂夫君 まして重點化を図つていくという措置をとるわけでございますが、その考え方といつしましては、これまで構造政策を進めてまいりました考え方を踏襲いたしまして重點化を図つてまいりたい、このように考へるわけでございまして、農業委員会があつせんの基準などに準じたそういうたたきの基準でもつて重点化を図つてまいりたい、このように考へる次第でございまして、そういう意味におきましては、從来融資対象になつておりましたほとんどのものが三・五%の対象になると、こういうこととでござります。

○稻村穂夫君 そうすると、少し具体的な話で恐縮でありますけれども、例えば何かの事情で農地を売りたいという人があつて、そしてそれを買いたいという人との間で話が調つたというような場合、これが農業委員会のあつせんという手続をとらなくとも、そうするとその場合には五・〇といふのが適用される、こういうことになるんですか。

○政府委員(井上喜一君) 農地の有償移転をいたします場合に、いろんな形があろうかと思います。農業委員会があつせんをいたしまして農地が移動いたします場合もありましょし、あるいは農用地利用増進事業などで農地を取得するという場合あるいは相対で農地の売買が行われる、いろんなケースが考えられるわけでござりますけれども、今私どもが考えております重点化の基準といふことは、そういう形でもつて判断をするといふことはなしに、農地を取得いたします人の経営面積でありますとか、あるいはそういう取得をしようとしております農家の経営意欲の問題ある

いはそういう人たちの資本設備等につきまして判断をする、こうしたことでございます。

○稻村穂夫君 今、局長の御答弁ですと、いろいろなケースに対応できるよう考へているつもりだと思います。しかし、今お話をちょっと触れられましたね。面積とか、あるいは資本設備のあれだからとかということ。そうすることをちょっと触れられましたね。面積とか、あることと、その資格要件というのとは大体どんなことになるんですか。

○政府委員(井上喜一君) ただいま考へております原則的な考へを申し上げますと、一つは面積でござりますけれども、取得後の經營面積がその方ににおける平均經營面積以上で、農業委員会の定める基準面積を超えるものであること、家族労働力が十分ありますこと、あるいは農業によって自立しようととする意欲と能力があること、資本設備が農用地等の効率的利用の觀點から適當な水準であること、それから取得する農地が農用地区域の区域内にあること、こういったようなことを現在考へているわけでございます。

○稻村穂夫君 そうすると、例えば面積はその地方の平均經營面積以上でと、いうことであります。が、これはその後の方の意欲とのかかわりでいろいろと矛盾する点が出てくるんじやないだろうか、そんなふうにも思つんですね。というのは、例えば経営規模はまだかなり小さい方だけれども、何とかして拡大をしていきたい、しかし、一挙に拡大をするというのは冒険を伴います。資金的にいろいろと問題が出てきます。そうすると、例えば十アールずつ計画的に毎年拡大をしていくこととかなんとかそういうことに計画をする場合もあり得ると思うんです。むしろそれの方が、堅実で着実だということが言えると思うんですね。そういったときに、例えばことし十アール買いますと、それでも平均面積には達しません。こういうような場合には資格に入らない、こういうことになるんでしようか。

それから、逆の面がやつぱり考えられますね。

これも私の住んでる周囲のことで大変恐縮でありますけれども、例えば公共用地等で農地がつぶれます。そこで、その代替地を求めてという形になりますが、えてして公共用地に農地を提供するような場所は地価がかなり高いところでありまして、そうすると、その金で何倍かの面積が代替地としては確保できる、同じ金額でいきますとね。

そういうような形で經營面積がかなり大きくなっている人がいるわけですよ。そういう經營面積が大きくなっている人が農地の拡大を図る、こういう場合にこの資金が利用できるということになりませんと、先ほどの堅実な方とのかかわりで大変な何か矛盾でないだろうか。えてしてそういう農家の皆さんの中には、水田ですと特にそうですがれども、通いづくりだと何かまでやつて、かなりの手抜き農業をやつたりしているという人たちもいるわけなんです。今、局長の御答弁の中で、区域の中でということがありましたので、その区域の皆さんの中には、同じ村の中くらいだったら、農家の中だつたら、言つてみれば形式的意欲があつて実際に捨てづくり、こういう大きな農家が結構ありますと、そういうことになるんすけれども、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(井上喜一君) まず、今回三・五と五%を分けます基準を前提にいたしまして従来の実績を考えました場合には、私が先ほども申し上げましたような基準で、大体必要な需要には応じられるような状況にあらうかと思います。

ただ、先生が御指摘になりましたある種のボーダーラインのような農家につきましては、具体的にどのようにするのかとということは、具体的なケースに即しましてやっぱり判断をしていくというようなことに相なるのではないかと思いますが、原則的には、やはり先ほど申し上げましたようなことでいくといふことに相なるかかと思します。

それから、取得する場所でございますが、これ

は先ほども御答弁申し上げましたが、取得する農地は農用地区域内の農地である、こういうことでございまして、原則的に農地として利用される農地であろうというふうに思うわけでございます。

さらに言ひますれば、そういう農地が農用地利用計画に従つて利用されるというのが確実であるといふようなことも考えておりますので、農用地区域内にあります通常の農地であれば対象になるということを考えております。

○福村總夫君 そうすると、農用地区域の中であれば、要するに農用地として現在使われているものであればということになるわけですか。そうすると、例えばかなりの距離が離れていても差し支えない、こうすることになりますか。

○政府委員(井上喜一君) 距離につきまして、特別にこれでもつて基準をつくるということは考えてないわけでござりますが、ただ、農地法上の一定の制約がござりますので、そういう中での制限は受ける、こういうことになるわけでございます。

○福村總夫君 そういたしますと、私は、その三、五資金の方は農業委員会のあつせんというあれの中でいろいろとまたそこの一つのチェックの機能があるといふにも思いますが、それでも、それが邊はいかがでしようか。

○政府委員(井上喜一君) まず、今回三・五と五%を分けます基準を前提にいたしまして従来の実績を考えました場合には、私が先ほども申し上げましたような基準で、大体必要な需要には応じられるような状況にあらうかと思います。

ただ、先生が御指摘になりましたある種のボーダーラインのような農家につきましては、具体的にどのようにするのかとということは、具体的なケースに即しましてやっぱり判断をしていくというようなことに相なるのではないかと思いますが、原則的には、やはり先ほど申し上げましたようなことでいくといふことに相なるかかと思します。

○政府委員(井上喜一君) 取得する農地が集団的にまとまっているというのが一番望ましい状況で

はあるうかと思ひますが、結果的には、ただいま御指摘がありましたように、若干点々とするような場合もあり得るのではないか、そんなふうに考えております。

○福村總夫君 ここでも私が大変氣にしておりま

すのは、この資金の融資を通じて、本当に意欲を持つて、そしてもうこつこつと積み上げていくこういうものが、これが阻害をされて、そしてその条件ということで返済能力が中心になってしまいま

すから、返済能力を中心とした資格要件の方が先行してしまつて、結局選別融資になつていくというようなことに流れていくことを大変心配するわけでござりますが、そういうことの起らぬよう

うにいろいろな対応策をぜひとも講じていただきたい、こんなふうに考へるわけであります。

時間もどんどんと経過していきますので、まだいっぱいあるわけでありますから次に移らせて

いただきたいと思ひますが、ここで新規用途事業資金というものが出てきますけれども、この新規用途事業資金というのは一体どういう目的で新設をさ

れて、どのように使われようとしているのかといふことを、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(塙田実君) お答えいたします。

御案内のように、最近、特に近年と言つた方がいいと思いますが、農林水産物の需要動向を見ま

すと、食生活の変化を反映しておるのであります。しかし、加工食品、外食向けというものが非常に増大してきております。そういう意味で、私どもそういう中で国産の、特に国産にこれは限定しているわけでござりますけれども、輸入品ではなくて國産の農林水産物の需要を開拓していくといふことを考へておるわけでござりますが、そこで加工向けに特に注目いたしまして新規用途の開発を行いまして、それで加工原材料の消費の、特に農産物の消費の大拡大を図つて、あるいは加工用の農産物の新品種の育成を図つて、こういうねらいを持つたものでございます。

そこで、その中でも、この資金は過剰基調にありますので、農業の経営ということで、一方では農業は特殊ないろんなあれがありますね、だから制約が余りにもたくさんあります。そうすると、それが加工業ということで、製造的な経営といふことなどのために需要の増進を図ることが特に必要であると認められる農林畜水産物を原料として使用する加工業者に対しまして、新規用途の開発等に必要な施設の取得などに必要な長期かつ低廉の資金を融資しようとすることでござります。

ものを考へるといふこともこれは決して悪いことじやないんじやないかとも思はれども、その辺はいかがでございましょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えいたしました。

先ほど局長の言つたとおりでございますが、農業者の方は農業近代化資金がござりますから、それを使ってやるといふことにしていると思ひます。

○稻村穂夫君 そういうものが、資金が使えますよといふことでなくて、私は政策的なことだから最初に大臣伺つたんですよ。

そういう農業経営というものをいろいろと想定をして言つておられる面があるけれども、こういふ加工といふものを含めた經營といふものを今後の日本の農業といふものに取り入れていくということはどうなんだろう、そのことについていいとか悪いとか、進めていこうとか、いやちょっとこれがなかなか冒険だからやらない方がいいとか、いろんな意見があると思うんですけれども、そういうことについては政策的な展開としてどうお考えになつておるわけですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農産物の加工度を高めて付加価値をつけてできるだけ農村に残していく、こういうことにつきましては、從来から農林水産省のいろんな施策の中でそういう方向に

農業者個人といふことになりますと、処理加工施設を持つているといふことが物によりましてはなかなか難しい面もござります。いずれにしましても、農業者個人がおやりになる場合、あるいはまたそれを農協等の共同利用施設といふようなことで加工の工場をつくつて処理加工をするといふうな場合につきましては、農業近代化資金で個人の場合は五分五厘、共同利用施設の場合は六分五厘といふようなことで系統原資での制度金融の道が開かれておりますので、そういうものを十分御利用いただいて伸ばしていただきたいといふふうに私ども考へておるわけでございます。

今回の改正は、最近の食料消費の動向といふことはないかといふことで、そちらの面についてもやはり農林水産省として一つの政策手段を持ちたいと、いうことで、こういった資金を設けまして、両々相まって農産物需要の拡大に努めていく、こういう趣旨でございます。

○稻村穂夫君 まだそこ辺は私が伺いたいと思うことにお答えいたいんですけども、どうも政策展開についての議論というのはなかなか面倒なようあります、また改めてこれは別の場所でもう一度議論をさせていただきたいというふうにお思つております。

次のほかの問題に移りますが、そうすると、今までこの公庫資金法の改正で法定上限金利の引き上げという行はれてるわけですが、それが何を意味するか、これは公庫資金の運用にかかわってどのような影響が起るでしょうか。影響は全然ないけれども、これが金利につきましては、他の政府関係金融機関の資金の金利に比べて低いといふことがありますし、またこの金利の安定性といふ点で、これには変更を加えない。しかし、今までのこの公庫資金法の改正で法定上限金利の引き上げということが行はれてるわけですが、それが何を意味するか、これは公庫資金の運用にかかわってどのような影響が起るでしょうか。影響は全然ないといふことじやないと思ひますけれども、どういふ影響が起るんでありますか。どういうことでこの金利引き上げということ、全体に全部高い方にそろえるというような格好になつたみたいな感じですけれども、それはどういうわけでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林漁業金融公庫の融資をいたしております資金の中では、土地改良でございますとか造林でございますとか、そういうたいわば土地に密着したもの、あるいは農業生産の、俗な言葉で申しますと地べたについた資金

一定のルールによりまして分担をいたしておりますが、一緒に融資の対象になつておりますような資金、こういふものにつきましては、財投金利でございますとか、あるいは長期ブライムレートの動きといふようなものに連動させて金利を運用しているという固定金利以外のものが七種類ぐらいありますとか、あるいは長期ブライムレートの把握をし知つてゐるのは、そういう加工企業ではないかといふことで、そちらの面についてもやはり農林水産省として一つの政策手段を持ちたいと、いうことで、こういった資金を設けまして、両々相まって農産物需要の拡大に努めていく、こういう趣旨でございます。

○稻村穂夫君 まだそこ辺は私が伺いたいと思うことにお答えいたいといふことですけれども、どうも政策展開についての議論というのはなかなか面倒なようあります、また改めてこれは別の場所でもう一度議論をさせていただきたいといふふうにお思つております。

これまでこの公庫資金法の改正で法定上限金利の引き上げということが行はれてるわけですが、それが何を意味するか、これは公庫資金の運用にかかわってどのような影響が起るでしょうか。影響は全然ないといふことじやないと思ひますけれども、どういふ影響が起るんでありますか。どういうことでこの金利引き上げということ、全体に全部高い方にそろえるというような格好になつたみたいな感じですけれども、それはどういうわけでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農林漁業金融公庫の融資をいたしております資金の中では、土地改良で

んすけれども、御答弁が長いとどこかおかしいんじゃないだろうかといふに受けとる傾向にございますので、今の局長、今までの局長の答弁より少し長かつたようありますのでちょっと心配をしております。悪い影響が出ないよう、ひときわつちりしていただきたいといふに思います。

次に、農業改良資金助成法の一部改正案の方に移つていただきたいといふに思います。

今度の新設資金、これの内容として畜産振興資金、果樹栽培合理化資金とか野菜生産高度化資金等で私が疑問を出しましたけれども、ここで

もやはり貸し付けを受けられる者の資格といふとか、いろいろと幾つかあるわけであります。それで、それそれ先ほど來総合資金や今の農地取得いたしております金利につきましては、他の政府関係金融機関の資金の金利に比べて低いといふこともございますし、またこの金利の安定性といふ点で、これには変更を加えない。しかし、今までのこの公庫資金法の改正で法定上限金利の引き上げということが行はれてるわけですが、それが何を意味するか、これは公庫資金の運用にかかわってどのような影響が起るでしょうか。影響は全然ないといふことじやないと思ひますけれども、どういふ影響が起るんでありますか。どういうことでこの金利引き上げということ、全体に全部高い方にそろえるというような格好になつたみたいな感じですけれども、それはどういうわけでしょうか。

したがいまして、財投金利なり長期ブライムレートといふようなものが非常に大きく動いた場合には、今までよりも公庫の貸付金利の変動幅の余地が大きくなるという影響が出てくる事態は考えられるわけでございます。

○稻村穂夫君 いろいろと影響についての考え方いろいろとそなつたわけですから、実際にいろいろとそのことが証明をされるというのは、これまた一定の時期が経過をしていましたから、実際によつて、いろいろとそなつたわけですから、これがポインツでございまして、いわゆるスタート台において初めてからある種の制限をする、こういう考え方はとらないで、あくまでも本当にこの資金が必要として、この資金により経営改善をされる方々、こういう農家の方たちを対象にしようと考えております。

○福村稔夫君 今順番に聞いていきましょう。

それでは、畜産振興資金については、飼料の供給地面積だと飼養頭数だとかいうようなことがいろいろと条件の中に入ってくるんじゃないかなうふうに思いますけれども、そうすると、この条件というのはどういうふうにお考へになるわけですか。

○政府委員(野明宏至君) 畜産振興資金につきましても、ただいま農畜園芸局長からお答えがありましたように、特に抑え込むとか、あるいは選別するというふうなことを考へておるわけではございません。

畜産振興資金につきましては、御案内のように五十九年度にこれは予算措置で設けられたわけでございますが、六十年度におきましてその制度的な整備をいたしましてとともに、枠も拡充するということで、畜産振興資金の性格なり仕組みが改良資金と同様に制度的な位置づけをするということが可能であるということで、今回改良資金の中へ位置づけられることになつたわけでございます。

具体的な貸し付けの対象者といふものにつきましては、基本的に従来の考え方を踏襲いたしておるわけでございますが、その際 例えば當農集団において取り決めをしていただくことになつておるわけでございます。そういう取り決めを基礎に活動する場合に貸し付けをいたすわけでございますが、今回考えておりますのは、例えば取り決めの中身といたしまして、飼料供給地面積を拡大する、あるいは土地の農業上の効率的利用を図つていくくいうふうな、集団としてより望ましい方向の取り決めを基礎に機械を導入するとか、あるいはサイロ等の施設を導入するというふうなことにいたしたいと考えておるわけでございます。

○福村稔夫君 特別な選別はしない、だけれども要件を満たすよういろいろと指導しながら対応をしていくこう、こうしたことなんだろうと思うんですね。局長の御答弁はよくわかるんですけれども、しかし私は、どうも率直に局長の御答弁のと

おりになつておるかどうかということについて、本当に局長には悪いんですけども疑いたくなるような事件といいましょうか、そういうものがいろいろと条件の中に入つてくるんじゃないかなうふうに思ふておる考へになるわけですね。

畜産局の中で物をお考へになるときに、果たして選別というのを常に考へていいかどうか疑問があるというのは、実を言うと養鶏のことであつたと想ひます。入らないといつてしましても、私は、畜産局の中ではありますから養鶏というのもその中に入ると思いますが、——養鶏は入らない。それは失礼しました。入らないといつてしましても、私は、畜産局の中ではありますから養鶏といふのを考へていいかどうか疑問があると思いますが、——養鶏は入らない。それは失礼しました。

畜産局の中ではありますから養鶏といふのを考へていいかどうか疑問があると思いますが、——養鶏は入らない。それは失礼しました。入らないといつてしましても、私は、畜産局の中ではありますから養鶏といふのを考へていいかどうか疑問があると思いますが、——養鶏は入らない。それは失礼しました。

○政府委員(関谷俊作君) 果樹栽培合理化資金の内容は二つございまして、需給上問題が生じている果樹、そういう果樹として國が指定した果樹からほかの果樹へのいわゆる自主転換、それから品質向上のため同じ果樹の種類の中での品種の転換、この二つでございますが、こういうことを行つては遺憾なわけです。内容をずっと読み上げることまではいたしませんけれども、要するに大規模経営のものが生き残っていく、それでローカルな小さいものはこれまた少し生き残るだらう、その中間のものはばたばたと倒れていくだらう。ばたばたとと言つているんですね。そして、今規制をしているけれども、今度はそういう規制といつては解かぬやならないんだ、早晚解かれるだらう、そうしたらそういう状況が生まれてくるだらう、こういうことを講師として講演をやつしているけれども、今までいたしまして、今はそういう規制といつては解かぬやならないんだ、早晚解かれるだらう、そうしたらそういう状況が生まれてくるだらう、そういうことを講師として講演をやつしているんですね。私は、これは養鶏という問題でいつも、これは解かぬやならないんだ、早晚解かれるだらう、細かく一々これから先聞きません。何回も聞くても、やっぱり同じように選別のことは考えていませんといふふうにそれをお答えが出てくるんだろうというふうには思います。ですから、細かく一々これから先聞きません。何回も聞くように言つておりますけれども、例えば今の果樹の問題にいたしまして、農家としては果樹栽培をやつっている農家といふのは、あらゆる努力をしながら品質の向上といふことに努力をしていくわけあります。ですから、言つてみればどの農家だってみんな意欲を持っている、もう端的に言つてしまえばそういうふうにも言えると思うんですね。ということになりますから、その中でいろいろと資格に制約が出てくるということになると、やはり私はお話をとては選別は、意識してしまえば、規模拡大意欲が高くて、その地域におきます農業生産の中核的担い手となりまして少なくとも当該地域における平均規模以上の経営を行ふことができる人を対象とし、かつ貸し付けの賃貸借の期間につきましては五年以上、十年以内ということを考えております。

○福村稔夫君 そこで、これは一括払いをすると、やはり私はお話をとては選別は、意識してしまえば、規模拡大意欲が高くて、その地域におきます農業生産の中核的担い手となりまして少なくとも当該地域における平均規模以上の経営を行ふことができる人を対象とし、かつ貸し付けの賃貸借の期間につきましては五年以上、十年以内ということを考えております。

○政府委員(井上喜一君) 標準小作料のほかにござりますのは、勢小作料というのがあらうかと思ひますけれども、私どもいたしましては農地の賃貸借の円滑化のために標準小作料を設定する、これでありますけれども、これはなぜ標準小作料なんでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 経営規模拡大資金といいますのは、小作料を一括前払いいたしまして利用権を設定する者に対しまして貸し付ける資金でござりますけれども、農地の流動化対策の一つとして設定するものでございます。そういう意味におきましては、農地等取得資金でありますとか、あるいは農用地利用増進事業を軸にしておりますいろいろな流動化対策がござりますけれども、そういった対策と関連があるわけでございますので、おきましては、農地等取得資金でありますとか、それがそれこれから先、野菜のことを見て、やっぱり同じように選別のことは考えていませんといふふうにそれをお答えが出てくるんだろうというふうには思います。ですから、細かく一々これから先聞きません。何回も聞くように言つておりますけれども、例えば今の果樹の問題にいたしまして、農家としては果樹栽培をやつっている農家といふのは、あらゆる努力をしながら品質の向上といふことに努力をしていくわけあります。ですから、言つてみればどの農家だってみんな意欲を持っている、もう端的に言つてしまえば、規模拡大意欲が高くて、その地域におきます農業生産の中核的担い手となりまして少なくとも当該地域における平均規模以上の経営を行ふことができる人を対象とし、かつ貸し付けの賃貸借の期間につきましては五年以上、十年以内ということを考えております。

○福村稔夫君 そこで、これは一括払いをすると、やはり私はお話をとては選別は、意識してしまえば、規模拡大意欲が高くて、その地域におきます農業生産の中核的担い手となりまして少なくとも当該地域における平均規模以上の経営を行ふことができる人を対象とし、かつ貸し付けの賃貸借の期間につきましては五年以上、十年以内ということを考えております。

私はそれが気になるわけでありますけれども、特にそうした規模が小さいからとか、あるいは一定規模以上でないからとか、そういう機械的な判断によつて除外をされていくようなことがないようにといふことを、ぜひとも希望をしておきたいと思います。そこで、次に経営規模拡大資金についてちょっとお伺いをしたいと思います。これはまず貸付対象者の資格、同じことを伺つて恐縮でありますけれども、この場合の対象はどういうことになりますか。

私はそれが気になるわけでありますけれども、特にそうした規模が小さいからとか、あるいは一定規模以上でないからとか、そういう機械的な判断によつて除外をされていくようなことがないようにといふことを、ぜひとも希望をしておきたいと思います。そこで、次に経営規模拡大資金についてちょっとお伺いをしたいと思います。これはまず貸付対象者の資格、同じことを伺つて恐縮でありますけれども、この場合の対象はどういうことになりますか。

作料設定の趣旨から申しまして、標準小作料の額を基準とするのが適切であろう、こういうことを標準小作料を基準にといいますか、単価として採用するわけでございます。

○稻村稔夫君　どうも私は標準小作料でこういう制度をつくられて、それでうまくいくんだろうかということも大分気になるんですよね。実際にやるうと思えば、むしろ実勢小作料で対応をするのが当然ではないか。これは標準小作料と実勢小作料の間に大きな乖離がなきやいいですよ。しかし、現実は大きく乖離しているわけですからね。そうすると、標準小作料でひとつ、じや貸し手の

○政府委員(井上喜一君) 実勢小作料と標準小作料が乖離しているのは事実でございますけれども、現在、実勢小作料が標準小作料と著しく乖離いたします場合には、その是正につきまして農業委員会が勧告する、そういういた制度もあるわけですがあります。制度的に標準小作料というものがある以上、これをやつぱり基準にして、極力それに近い形で実勢小作料が形成されるようにしていくのが適切ではなかろうかという考え方でございまして、この経営規模拡大資金につきましても同様の考え方でこの単価を採用することにいたしたわけでございます。

○福村徳夫君 私は実際に効力が出てくるかどうかというものが心配だ、気になるというふうに申上げました。これは貸し手がなかつたらこの制度を幾らつくつたって、貸し手がなければやりたいという希望者が幾らいたってどうにもならないわけですからね。貸し手がどんどんこれから先出てくるという対策というものも一応考えなきやならない問題じゃないでしようか。私はそれは実勢小作料でいくことが一つの方法だとは思いますが、それとも、制度上そはずはいつたって実勢といわれるにはいかないんだ、こういうのであれば、それに対する対策はどういうふうに考えておられですか。

大資金がスムーズに運用されますがためには、現実に質貸借をしたいというような希望が出てくることが大前提でございます。現在、私どもがそういう新しい利用権の設定の掘り起こし活動をいろいろな形でやっております。例えば地域農業集団の活用でござりますとか、あるいは農地の流動化奨励金の交付等の事業を通じましてそういう活動をしているわけでございまして、この経営規模拡大資金につきましても、そういう既存の他の施策の活

○福村義夫君　どうも私はそれだけの今の御答申では、私自身が当事者になつたてうまくいかないかなという感じがしてならないわけでありまして、その辺は今後十分にまた工夫をしていただきたいというふうに思います。

もう時間がなくなりましたので、あと簡単に近代化資金助成法についてお伺いをしたいというふうに思っております。

この近代化資金助成法の一部改正案の中では、今度貸付限度額が約二倍にそれぞれ引き上げられるところになります。そこで一つ

か、あるいはコンピューターを導入していくわゆる情報いろいろと集めて農家の組合員の便に供するような施設をつくるとかいうようなことを総合をいたしまして、そうして農協の建物をそういう形で全体に新しい体制のものとしてつくるというような場合には、これは当てはまるんですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農協が設置をいたしまずいろいろな例えれば農事放送施設でございますとか、今お話のございましたようなそういう建物も

○福村稔夫君 借りるための便宜を講ずるという
ことは、同時にまた、貸す方の貸しやすい条件を
つくるということもあわせてなければ実効は出て
こないわけですね。だから、今のお話の中であれ
らしきことも少し触れられてはおりますけれど
も、私は貸す方に対する言つてみれば手当てとい
うようなものを、対策というものをやはりセット
にしてこれは考えていかなければ、制度として生
きてこないんではないか。だから、その辺のこと
は、もう少しそういう点をなぜ詰められなかつ
たんでしようか。実勢との乖離が余りにも大きい
ために、当然わかっていることなんですから、そ
ういうことがセットにされて考えられてもよかつ
たんじゃないだろうかというふうに思うんですけ

○政府委員(井上喜一君) 実勢小作料と標準小作料の乖離につきましては、私どもはいろんな検討をしたわけでございます。ただ、標準小作料の制度から申しますと、やはり適切な水準の標準小作料を出すということが必要でございまして、そういう努力は当然しなくちやいけないわけでござりますけれども、我々いたしましては、現在定まっております標準小作料を基準にいたしまして、実勢小作料が形成されますように努力をしていく必要があります。これが、経営規模拡大資金につきましてもそのような考え方で、標準小作料を基準とするという考え方をとつたわけでござります。

○福村穂夫君 どうも私はそれだけの今の御答弁をいたしました。では、私自身が当事者になつたてうまくいかなかつたという感じがしてならないわけでありまして、その辺は今後十分にまた工夫をしていただきたいというふうに思います。
もう時間がなくなりましたので、あと簡単に近代化資金助成法についてお伺いをしたいというふうに思っております。
この近代化資金助成法の中でも、合

か、あるいはコンピューターを導入していくわゆる情報いろいろと集めて農家の組合員の便に供するような施設をつくるとかいうようなことを総合をいたしまして、そうして農協の建物をそういう形で全体に新しい体制のものとしてつくるというような場合には、これは当てはまるんですか。

○政府委員(後藤康夫君) 農協が設置をいたしまずいろいろな例えれば農事放送施設でございますとか、今お話のございましたようなそういう建物も

○政府委員(後藤康夫君) 例えて申しますと、先ほどお話をの出でおりましたような農産物の処理加工場、例えばジユース工場とか、そういうようなものを農業協同組合がつくるとか、野菜の選別の施設を導入するとか、そういうふた共同利用施設を農業協同組合が設置をいたします場合に近代化資金の対象になり利子補給を受けられる、こういうことでございます。

も選別融資にならないようにはどうすることはくどい
ように申し上げましたが、私は今度のこの金融三
法の改正というものが、きょうは負債問題には触
れる時間はありませんでしたけれども、農家が今
持つていてる大きな負債の問題とのかかわりを切り
離して考えるわけにいかない。その負債のことを
十分に考えて、融資制度というのはそうした負債
を解消するというそのことが最優先ではないだろ
うか、そのことに果たしてこれがなつてているんだ
ろうかどうだろかということに疑義がまだ残る
わけであります。少なくとも農家負債についての
解消の努力をするというその方向を、ぜひとも大臣
から示していただきたいというふうに思いま
す。それで、私の質問の時間が参りますので、終

○國務大臣(左衛門良吉) 負責につきましては今
わります。

までやつてきましたが、これからも解消に努力したいと、こう思っております。それから一つ、私がずっと約二時間先生の質問を聞いておりまして、異別融資とか、あるいは昔

りる人の資格の問題ですが、これは基本的な考え方があると思うんです。というのは、公庫が資金等を貸す場合に、貸した金を全額を取るという方式、それからもう一つは担保をとるかどうか、こ

の辺が非常に大きく作用してくると思います。例えれば私は三ヘクタール土地を持つていますと。そういうふうに、四ヘクタール、五ヘクタールなどと、

四、四へタールといふことで、五へタールにするため二へタール買う場合に、お金借りる場合担保がないわけですね。その辺を含めてどうするかということで、だからむしろ私

は人に金を貸すかどうか、この辺を含めて検討しないと先生のおつしやる問題は残ると思います。そんなことですから、私はやっぱりこれから経

営規模拡大には、単なるそういうことじやなくて、人に金を貸す、信頼して貸すというふうな形をとらないと、恐らくそういう問題は残ると思う。まことに、そしようで、実は金貸しにこ

○水谷力君 まず、大臣にちょっとお伺いをいたしておきたいと思いますが、今回、農林漁業関係と、こう考えております。

の制度金融の改正が行われようといたしております。

御存じのとおり、我が国農林水産物の需要の停滞あるいは経営規模の拡大のおくれ、さらにまたこれから国際化への対応等、厳しい環境がござります。こういう中で、そういう諸情勢を踏まえてこれから食糧の安定供給を確保するため、足腰

の強い農林水産業の育成強化等が大変大きく呼ばれておる今日でござります。そういう背景のもとで、今回制度金融の改正が行われておるわけですが、ひとつその趣旨について端的に御表明をお願

○國務大臣(佐藤守良君)　水谷先生にお答へいた
いをいたしたい。

します

今度の制度資金の改正というのは、二つの大きなねらいがございます。その一つは、今、先生御指摘のようなことで足腰の強い農林水産業の育成をする、そういう形の中に農林漁業投資を積極的に推進していく必要があるということございま

す、それとともに、厳しい財政事情でござりますし、財政の効率的運用等を図るため、効果的な助成手段の確立が要請されておる。こんなことで、各資金制度の特性に応じまして、資金種目の拡充

等を内容とした改善合理化を図るということでお願いしておるわけです。

そんなことで無利子資金である農業改良資金の再編拡充、あるいは近代化資金の貸付限度の引き上げ、あるいは公庫資金の貸付対象の拡大等、各種の内容の充実を行なっていますとともに、講習会

○水谷力君 そこで、まず取り上げなくてはならぬのは、内閣の政策の実現に向けた各課題の推進方向でござります。

ぬのは、補助事業と制度金融の絡まりの問題です。農林水産業の振興に当たっては、補助事業と制度金融が重要な役割を果たしてきたことは御存じ

のとおりであります。しかも、現下の厳しい農林漁業情勢を考えますと、これをさらにうまく積極的に活用して育成強化を図ることが必要であろう

と思います。

いらっしゃるか。あるいはまた、巷間伝わるところ、今後補助金ができる限り廃止をして融資制度に切りかえようという声もある。ただ、私どもは、

そこで長期的あるいは基本的な投資、例えば土地改良事業等、そういうものについてはやはり補助金というものは今後堅持をされていくべきであると思ひますが、今この立派な方針を立てておられるのを見ると、その通りの考え方でござる。

○政府委員(後藤康夫君) 捐助と融資の役割について見ても、ひとつの点は、お考へをただしておきたいと思います。

は土地改良等公共性の強い分野を中心についたしま

本装備の分野で主な役割を担つていくということが基本だと考えております。

この両者の役割分担につきましては隨時見直しを行つてきているところでございますが、近年、従来補助の対象としてまいりました機械なり施設等のうち個別経営に同じるものにつきまして、農業者の創意工夫なり自主性をより尊重しながら、財政資金の効率的な使用も図つていくという観点から、融資への切りかえを行つてきているところでございますけれども、今お話をございましたように、土地改良とかそういう基本的な投資にかかる分野に対します補助金につきましては、これは農林水産業を一定の方向へ誘導していく上で極めて重要な役割を果たすものでございますので、今後とも有効かつ必要な政策手段ということを堅持をしていく必要があるというふうに考えております。

○水谷力君 それでは融資の問題ですが、これも当然のこと、農林水産業の振興に当たつては融資の果たすべき役割というものは今後とも増大をしていくと思います。そこで、農林漁業金融の柱としては、この公庫資金、後でまたいろいろお尋ねをしますが、公庫資金と系統資金と、それぞれ役割を分担をいたしておりますことも現実の問題でございます。

そこで、最近における系統の資金量は大変に充実した状況であり、したがつて公庫資金と系統資金との本来的な目的といいますか、あるいは役割を踏まえ、今後とも系統資金を農業あるいは農村の活性化に役立つよう積極的に活用をしていくべきであろうと思いますが、その点についてひとつお考えをお伺いをしておきます。

○政府委員(後藤康夫君) 農林公庫におきましては、土地改良でございますとか造林でござりますとか漁港整備でございますとか、いわば基盤にかかるりますよう投資につきまして、またこういふものは非常に投資効果も長期を要するということでございますので、他の一般の金融機関ではな

なかなか融資が困難な長期低利の融資を行う必要があるということで、こういったものを主体にやつておるわけでございます。公庫の融資の半分以上は、そういった土地改良関係というようなことはも実績としてもなつておるわけでございます。あわせて施設資金につきまして、系統金融を補完するとか、非常に政策性の強いものにつきましては流通加工分野も一部対象にしておるというのが公庫資金の実態でございます。

今お話をございましたように、系統資金の資金量は非常に今充実をして、むしろ賃貸率の低下といふようなことが問題になつてゐる時期でもございまして、私どもこの系統資金を原資にしまして、利子補給なり債務保証を加えて、いわば農家に資金を還元するという農業近代化資金等の制度融資につきましては、この系統原資の制度金融でカバーできるところはできるだけやはり系統原資を活用をしてまいりたいというふうに思つております。そして、今回の制度金融の見直しの中におましてもそういう意味で、農業近代化資金とか漁業近代化資金の貸付限度額を二倍にする、それからまた、今まで公庫資金が対象にしてきたものでございましても、近代化資金等で対応ができるものはなるべく近代化資金の方で対応してもらうよう見直しをやつておるところでございまして、そういうふたつの方向で、今後とも系統資金の活用を図るよう努力をしてまいりたいと考えております。

○水谷力君 系統資金はだぶついていると言つてはなんですが、大変充実をいたしておりますので、ひとつまた積極的に活用してもらうようにお願いをしておきたい。

そこで、三法について逐次お伺いをいたしておきたいと思います。

まず、農林漁業金融公庫のいわゆる三分五厘の問題ですが、この三分五厘資金についてその一部が今回五分に引き上げられるようになつております。それに至るまでは随分と今日まで財政当局といろいろ経緯はあつたと思うのですが、今回の措置の内容についてひとつ具体的に説明をしてお

いていただきたい。

○政府委員(後藤康夫君) この制度金融の見直しにつきましては、現在非常に財政事情が厳しい状況にござりますし、いろいろ行財政改革というような観点からの声もあつたわけでござりますけれども、やはり私ども、農林漁業をめぐります最近の情勢の変化に対応しまして足腰の強い農林水産業を育成をし、また農林漁業関係の投資を積極的に推進していく、そのためにはどういうことをやつたらいいかというふうなことで、各種の制度金融についての全般的な見直しをやり、あわせてその際に、財政の効率的な運用等を図りますために効果的な助成手段をどうしていくかということをやつとも検討を行つた、こういうことでござります。公庫の三分五厘資金につきましては、やはり構造政策等の基本にかかる非常に重要な政策手段であるということで、構造政策の方向等に即しました重要なものにつきましては、現行の三分五厘の貸付金利を堅持をして維持をしていくと、この貸付金利を堅持して、ただ一部、おおむね一部程度でございますが、例えれば農地等取得資金にありますようにたしまして、こういつた方々にあります。農地移動適正化あつせん基準に準ずる要件を満たさないような方が借りる場合、あるいはまた構造改善事業推進資金の場合で申しますと、事業規模が百万円に満たない者が借りる場合といったような、一部を三分五厘資金の融資対象から除外をしたわけでございますが、こういつた方々につきましても、やはり政策遂行上なお低利資金として維持をする必要があるということから、五%の金利を適用するということにいたしております。

○水谷力君 そこで、三分五厘の問題について、ひとつ大臣の所見をお伺いをいたしておきたいと思います。

今お話をあつたように、三分五厘融資の果たした功績は大きなものである。そこで、今お話をあつたように、構造政策の方向に沿つておる事業についてはこれを維持していきたい、堅持していきたいという局長のお話ございました。いわゆる農地

の取得であるとか造林とか、そういう極めて長期的な、あるいは投資的な分野を担当するような、そういう重要性にかんがみてこの三分五厘というのはやはり可能な限り維持をしてもらいたい、こ

う思いますが、ひとつ大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えします。先生のおっしゃるとおりでございまして、堅持してまいりたい、このよう考へております。

○水谷力君 次に、総合施設資金についてお伺いをいたします。

この総合施設資金というのは、農業基本法に規定する自立經營の育成のための資金でございますが、これまでに借入者が余り多くなかつた、三万五千人ぐらいであろうと、こう言われておりますが、これら借入者の今日までの目標達成の状況をひとつお示しを願いたいと思います。

○政府委員(閑谷俊作君) 総合施設資金、五十七年度まで借入件数、個人、法人合わせまして約三万一千件でございます。融資を受けてから五年経過した時点でこの目標達成状況を見ますと、農業所得目標の達成率が八割以上のもの、これが六五%となつております。それから經營規模拡大の目標の達成率の方は八割以上のものの割合が約八四%、こういう状況でござります。

○水谷力君 そこで、今回の改正によつて、自立經營農家となるための規模拡大等に要する資金として、一気に自立經營はできないけれども段階的にひとつ達成をしていきたいという人のために、その目標規模の七割水準までに達する農業者までを今度は借入対象に加えるような改正が行われておるようでございます。

そこで、このよう改正是、自立經營農家來ていませんか。——林業經營改善資金の改正も今回行われようとしております。林業を取り巻く諸問題も同じく大変に厳しい問題がござります。今こそ、先般来お話を出でるよう、各般の施策を強力に講じていかなきやならぬ、こういう時期に当たる。そこで、今回林業經營改善資金の改正が行われておりますが、ひとつ具体的に御説明をお願いいたします。

○政府委員(塙田実君) 近年、農林畜水産物の国内需要の動向を見ますと、全体としては伸び悩んでおります。しかしながら、消費者の最近の食生活の変化を反映いたしまして加工食品、多くのものが加工した形でも消費されるようになつておりますし、生で消費されるものは相対的にウエートが非常に小さいわけであります。それから外食向けの需要、これも非常にふえてきております。昨年の売り上げは十七兆円ということで、外食産業は鉄鋼業と比肩するぐらいの売り上げになつてきていますが、こういう動向を踏まえまして、この資金は国産に限つて、国産の農林水産物の需要の増進を図るために新規用途の開発なり、それか

つきましては、御承知のように、從来段階的融資ということで、いわば二段階的に自立經營目標を達成する方も融資対象にしておつたわけでございま

すが、この方々の融資実績が少のうございまして、從来これまでに百四十一件というような数字でございます。こういう状況も考え、これから我が国の農業の担い手となる若い方々を中心にして、わざ自立經營の一歩手前というようなところまで達成を見込みまして經營改善をされる方には総合施設資金を融資しよう、こういうことで、そういう方々の意欲を刺激する意味で、この貸付対象を拡大することにいたしたわけでござります。この場合、自立經營の目標の大体七割程度のところを目標にする場合には融資対象として加えていく、こういうふうなことにしていかがかと考えておる次第でござります。

そこで、この場合の融資のいわば見込みでございますが、從来五十八年新規貸付件数、從来の総合施設資金が約千七百件でございますが、今回は六十年度総合施設資金の拡大の場合に、從来分も含めまして二千八百件、強いて申しますと、この中で一千件程度が新しく追加されるものになるわけでございますが、こういうような件数増加も見込みまして、なおこの融資の実績等も見ながら、これから貸付枠なり貸付対象者の計画につきましてもさらには検討してまいりたいと考えております。

○水谷力君 そこで今度は、林野厅來ています。あるかどうかは別として、そういう水準を設けられて改正をされようとする意図、あるいはしからば今回の中止でどれくらい人気を呼ぶかというか、どの程度の借入者を見込まれる、あるいはどちらに名前を変えまして拡充をしております。

まず、從来の林業經營改善資金、これは林地取得が中心でございますが、貸付限度額を引き上げますとともに、貸付対象に特用林産物の生産、流通等經營の複合化に必要な施設を追加しております。林業經營の觀点から申しますと、短期の所得源となります特用林産物の重要性が指摘されておりますので、その觀点から經營としての育成強化をねらつたものでございます。また、三分五厘資金の融資の重點化という觀点から、林地取得につきましての資金の金利につきまして森林施設計画、これは都道府県知事が認定をいたしまして植栽あるいは伐採を計画的に実行していくといつた、そういう認定を受けている人に対する補助金五分五厘の金利を適用する、その他のものは五%の金利と、こういうような改正も含まれておるわけでございます。

○水谷力君 次は、今度は新規用途事業等の資金の拡充についてお伺いをいたしておきたいと思います。

これは流通加工関係の資金についての大幅な拡充ということでござりますが、まずこのたびの改正に至つた趣旨と内容についてお伺いをいたしたいと思います。

これは流通加工関係の資金についての大幅な拡充ということでござりますが、まずこのたびの改正に至つた趣旨と内容についてお伺いをいたしました。

○政府委員(塙田実君) 近年、農林畜水産物の国内需要の動向を見ますと、全体としては伸び悩んでおります。しかしながら、消費者の最近の食生活の変化を反映いたしまして加工食品、多くのものが加工した形でも消費されるようになつておりますし、生で消費されるものは相対的にウエートが非常に小さいわけであります。それから外食向けの需要、これも非常にふえてきております。昨年の売り上げは十七兆円ということで、外食産業は鉄鋼業と比肩するぐらいの売り上げになつてきていますが、こういう動向を踏まえまして、この資金は国産に限つて、国産の農林水産物の需要の増進を図るために新規用途の開発なり、それか

ら加工原材料用の新品種の育成などを推進しようとするものでございます。このためにこの資金は、過剰基調にあることなどのため、需要の増進を図ることが特に必要であると認められる国産の農林水産物を原料として使用する加工業者に対して、新規用途の開発等に必要な施設の取得等に必要な長期かつ低利の資金を融資しようとうるものでございます。

○水谷力君 そこで局長、本資金の貸付対象について具体的にひとつお聞かせを願いたいと思いま

す。

○政府委員(塚田実君) 私ども、そのような角度から国産の農林水産物の需要の推進を図ろうということのございますが、貸付対象としては私ども主として民間企業であるというふうに考えております。大手や中小いろいろござりますけれども、民間企業を考えているわけでございます。

○水谷力君 先ほどもお話をございましたが、したがつて、この貸付金利の問題ですが、新規用途の開発あるいは加工原材料用新品種の育成に七・一%、それから開発成果を用いた加工事業の企業化、これは七・三五でした。今度四月一日からプライムレートの変更で七・六五という数字が上がっておりますが、今お話しのように民間企業、大、中、小ですか、民間企業を対象としていく、こうしたことですから、民間企業と先ほど前の委員からお尋ねがあつた農家そのものの問題とはやや意味が違うかと思いますが、これは将来高いといふか、あるいはもう少し低利になっていくといふようなお考えといふのはありますか。

○政府委員(塚田実君) 確かにこの資金の金利は現在の金利水準のもとでは開発段階七・一%、事業化段階七・六五%とすることにしております。これは長期プライムレートの水準よりも低いわけでありますし、また企業向け政策融資ということになりますと他の政策金融の同種の金利と比較しなりやいけないわけですが、私どもはそういうものと比較すれば殊色ないというふうに考えております。

例えは農林漁業金融公庫の企業向け融資の中で乳業施設資金、これは七・五六でございます。そういう意味で、農業者または農業者の団体が行うものに対する融資の金利から比べれば、確かに御指摘のように高くなつておるわけでございますけれども、企業向けの政策金融という枠の中では、私ども遜色はないものというふうに考えているわけでございます。

○水谷力君 それでは、今度は卸売市場近代化資金についてお伺いをいたしたいと思います。これは調べてみますと、資金枠に比べて、比べてといいますか、その計画に対して決定実績が少なく、最近その消化が極めて低いものとなつてきておる、その原因はどの辺にあると思われますか。

○政府委員(塚田実君) 確かに御指摘のように、卸売市場近代化資金の貸付実績を見ますと、近年貸付枠に比べましてその消化が低いというのが事実でございます。この原因はいろいろあると思うのですが、私どもとしましては、都道府県の卸売市場整備計画に基づきまして統合整備を進めているわけであります。現在千七百五十二全国でございまして、零細なものがかなりあるわけでございますけれども、私どもとしましては、都道府県の卸売市場整備計画に基づきまして統合整備を進めているわけであります。しかしながら方卸売市場の仲卸業者を貸付対象として追加して資金需要にこたえよう、こういうことでござります。今回の改正によつてどれくらいの資金需要が見込まれると思われますか、ひとつお聞かせを願つておきたいと思います。

○政府委員(塚田実君) 先ほど申しましたが、地方卸売市場は昭和五十八年四月現在で千七百五十二ございまして、地域におきます生鮮食料品流通の重要な拠点となつておりますことは御案内のところです。そこで、私どもかねてから地方卸売市場施設整備事業をやつておりますが、これが、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりま

すが、少ない財政支出によつて大きな効果を得る事が大事でございますので、今後とも開設者を強制的に指導していかなければ、だんだんお困りにならぬ。そういうことでござりますから、それが、少ない財政支出によつて大きな効果を得る事が大事でございますので、今後とも開設者を強制的に指導していかなければ、だんだんお困りにならぬ。そういうことでござりますから、

たしましては卸売市場近代化資金の活用ということが大事でございますので、今後とも開設者を強制的に指導していかなければ、だんだんお困りにならぬ。そういうことでござりますから、

たしましては利子補給金の確保、これは大変なことだらうと思いますが、ひとつ今後とも努力をいたしてもらわなきゃいけませんが、その見通しと決意というものについてお伺いをしておきたいと

○水谷力君 今申し上げたように、確かに整備といふことも言えると思うんです。それはひとつこれからも努力をしていただきたいと思います。そこで、今回のこの卸売市場近代化資金において地方卸売市場の仲卸業者を貸付対象として追加して資金需要にこたえよう、こういうことでござります。今回の改正によつてどれくらいの資金需要が見込まれると思われますか、ひとつお聞かせを願つておきたいと思います。

○政府委員(塚田実君) 方卸売市場は昭和五十八年四月現在で千七百五十二ございまして、地域におきます生鮮食料品流通の重要な拠点となつておりますことは御案内のところです。そこで、私どもかねてから地方卸売市場施設整備事業をやつておりますが、これが、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりまして、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりまして、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりまして、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりまして、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりまして、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

徐々に進んできておりますことは、統合整備に従いまして仲卸業者の数もふえてきておりまして、その発足以来、国の助成によりまして統合新設された市場の数は約九十余りに達しております。最近おきます地方市場の整備状況、先ほど申しましたようないろいろな問題はありますけれども、しかしながら徐々に私は進んでいます。そういうふうに考えております。そういう意味で、

○水谷力君 いろいろお尋ねしたいんですが、今回の公庫法の改正に至るまでにはいろいろ交渉があつたと思うんです。

そこで、この公庫の利子補給の問題でございま

流れもある。したがつて、そういう農業政策の中で今後近代化資金を農政の中はどう位置づけていくか、ひとつお伺いをいたしておきたい。
さらにまた、今度貸付限度額を一律二倍に引き上げました。その引き上げをしようとした意図。

あるいはもう一つお伺いしたいのですが、例えば六百万を一千二百万にする、つまり倍にするんですが、それによって安易な農林漁業者の過剰投資を招かないだろうかという心配もいたしておりますが、そちらの問題について御意見を伺つておりますが、また、この問題について御意見を伺つておきたいと思います。

○政府委員（後藤康夫君） この近代化資金制度につきましては、系統資金に利子補給あるいは債務保証をつけまして農業部門への資金の還流を図りながら農業者等の資本設備の高度化なり経営の近代化に貢献をしていくことでございまして、これまでも農業の資本設備の高度化には非常に重要な役割を担つてきたというふうに考えております。

近年、この貸し出しが停滞しておりますけれども、これは農業をめぐります環境条件が非常に厳しくなつてしまいまして、農家の投資態度がかなり慎重になつてきましたということでございますが、最近、都道府県の方々のお話などを聞いておりまると、五十九年産米の豊作というようなことが多く影響いたしましたのか、最近また近代化資金の貸し出しが少し伸びる傾向が出てきておるようですがござります。今回、貸付限度額を引き上げましたのは、昭和四十八年に限度額を引き上げましてからずっと据え置いてまいつてきておりますが、その間、農業生産資材なり農機具の価格も、四十八年改正のときに四十六年をベースにして限度額の計算をいたしたわけですが、その四十六年から五十八年をとつてみると、価格も大体倍近く上がつてまいってきておりますし、また技術革新等で投資が大型化してまいり、資金需要が大型化しているというようなこともあります。

それから、近代化資金の限度につきましては、通常の限度でどうしても対応できないという場合

に大臣の特認という仕組みがございますが、四十年に限度額を改定いたしましたころは、この特認の件数というのは大体三百件前後でございました。それが近年になりますと、五百件から六百件ぐらいになってきております。この辺も限度額が

頭がつかえるケースがあえてきておるということでおざいまして、今回、法改正をいたしますとそれが緩められる、また特認のための事務手続も簡素化される、そういう効果も期待をいたしますとそれでございまして、今度改正をいたしておるわけでございます。

それから、過剰投資の心配ということでございますが、これは私ども行政として直接にやりますことは、農業者の方々に一定の貸付条件での制度金融の融資の借りていただける予算なり制度面の準備をするということでございまして、実際に適正な貸し付けを行つていただくということは、やはり私どももいろいろ融資機関の方々に指導も申しあげながら融資機関がやはりやつていただきなければいけないことでござります。これまでも融資に当たりまして、導入しようとします施設なり機具が経営規模とか経営内容によく見合つたものかどうかといふようなことをよく審査をし、また貸し付けた後も十分指導をしていただくよう交通等でお願いをいたしておりますが、限度額が引き上げられました後においては、一層そういう時点の融資機関なり関係者の配慮、努力も必要になるのではないかと思っております。そういう点の注意喚起なり指導というようなことも、私どもこれからまた努力をしてまいりたいと思っております。

○水谷力君 次に、農業改良資金助成法の問題ですが、これは提案説明の中では無利子資金の貸し付けを通じて農業経営の安定と農業生産力の増進に貢献をした、こううたっております。

そこで、当然のこと、無利子資金の再編拡充を図るわけですが、今申し上げておるよう、補助から融資へという時代の流れの中でどういうふうな位置づけをしていくか、ひとつ方向を聞かしておいでいただきたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) 今回の農業改良資金制度の改正におきましては、従来その資金の中心を占めておりました技術導入資金というよりは、もつと幅広く一連の技術を一定の政策目的の方に向ふて取り入れる、いわば生産方式を改める場

また、農業改良資金としては初めてのことですが、構造政策に寄与する農地流動化を促進するという観点から、賃借権による規模拡大のための資金を設ける、こういう意味で、かなり從來の農業改良資金の性格から申しますと相当思い切った拡充をしておるわけでございます。こういうことが結局、今の大変厳しい情勢のもとで技術、経営能力にすぐれて經營改善をしようとするそういう個々の農家がこういう無利子の資金を利用できる、そういうことで事業の対象範囲の拡大もござりますし、また農家の創意、自助努力、そういうものの助長にも寄与するわけでございまして、全体として見ますと、そういう農家負担の軽減、あるいは新しい生産方式、規模拡大、そういうものの導入なり促進、こういうことにつきまして俗に言う回転資金といふ方式を導入しまして、県の段階でも回転いたしますが国の段階でも回転をいたします。こういうことによりまして財政資金が非常に効率化が図られる、こういうことでございままでの、いろいろな農政の全体の中で申しますと大変新しい、またすぐれた政策効果を發揮し得る、そういうような方向に向かつて今回改正を図つた次第でございまして、今後ともこういう制度のねらいが十分發揮されるよう、その運用上留意してまいりたいと考えております。

○水谷力君　自作農創設特会計で一つお伺いをいたしておきたいと思います。

今回の改正によって農地等の買収、売り渡し、あるいは農地保有合理化促進事業に対する助成、それから農業改良資金の貸し付けと、三種の事業の經理を一体的に經理するということになりまし

○政府委員(井上喜一君) ただいまの御指摘がございましたように、自創特会を改正いたしまして農業経営基盤強化措置特別会計を新設するわけでありますが、ひとつその理由をお聞かせを願つておきたいと思います。

ございますが、御案内のとおり自創特会におきましては国が行います農地等の買収、売り渡しの事業をやつていただけでございまして、これは自作農を創設するという目的の事業でございます。今回それに加わります農地保有合理化促進事業に対する助成でございますが、これも農地保有合理化法人を通じまして農地保有の合理化を促進するため農地の売買を行う事業でございまして、いわば自創特会で行つております事業と同様の趣旨の事業、あるいは密接な関連を持つてゐる事業だと考へるわけでございます。そういうことで、この事業が追加をされたわけでございます。

さらに、農業改良資金の貸し付けというのが加わっておりますが、これにつきましても農業改良資金が資本装備に必要な資金を供給したり、あるいは農地の買賣借の設定のための無利子資金を供給する、そういう制度でございまして、自作農創設のための農地の買収、売り渡しの事業と相共通するといいますか、相互に補完し合うそういうふた事業でございます。そういうことで、こういった関連する事業についての経理を一本の特別会計で経理をする、こういうことに相なつたわけでございます。

○水谷力君 そこで局長、やっぱりこの三種類の事業に必要な資金というのはこれは大変なことだと思います。どうぞひとつ今後ともこの新しい特別会計の円滑な運営に当たつて、国有農地の売り渡し、あるいは買収というものが不可欠だうう思うんです。したがつて、今もなおそういう促進に努力をしていただいておりますが、ひとつ今後とも努力をしていただくようお願いをしたいと思います。

そこで大臣、最後にもう一つお聞きをいたしておきます。一連の今質疑等の中でもよくわかつてい

ただいたと思いますが、このいわゆる金融三法、すなわち制度金融というものが非常に大事であるということはよくおわかりのとおり。しかも、なつかつ中核的な扱い手となるべきものの生産性の向上のための投資の推進というのは大切だと思思います。しかも、なつかつこれを農林業者等にとってはわかりやすく、また借りやすい、そういう雰囲気のもとで運用されていかなければならぬ。ひとつそういう点において資金種類あるいは融資条件の整備等、今後とも努力をいたしてもらいたいと思いますが、この際、大臣の御意見を伺つて、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えします。
今後とも努力して、農林水産関係業者が意欲と生きがいを持てるよう頑張りたいと思っております。

○水谷力君 終わります。

○委員長(北條一君) 三案に対する質疑は午前はこの程度とし、午後三時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(北條一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、三案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原房雄君 金融三法の質疑に入るわけでござりますが、その前に、過日來、当委員会で問題になつております農林漁業を取り巻きます諸情勢について、若干の御質問を申し上げたいと思うのであります。

最初に、過日も申し上げたのでございますが、日ソ漁業交渉がいよいよ期日も迫つてしまいまして、関係者はその推移につきまして大変憂慮しておりますところでございます。これはもうもちろん外務省、また水産庁、それぞれの立場で積極的な今取り組みであるということについては報道等では

農水省、なかなか水産庁長官に、現在の交渉の現状について、いろいろな問題があるようござりますが、私ども報道で報じられることしか聞いておりませんので、公の席上で私どもはきちっと確認をしておきたい、こういうことでお尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員佐野宏哉君 サケ・マス漁業の根拠となりますが、日ソ漁業協力協定につきましては、締結交渉の第六次の交渉が三月二十一日からモスクワで行われているところでございますが、現在漁期も切迫しておりますので、大変微妙な段階に差しかかっておりまして、急遽外務省の西山欧亞局長を日曜日にモスクワに派遣いたしまして、月曜日の段階で日本側としてぎりぎりの提案を行つたところでございます。

それにつきましてのソ連側の反応は、恐らくモスクワ時間のきょうソ連側の反応があるはずでございますが、現在のこところ、一応交渉日程は十八日までということになつておりまして、私どもとしては早期解決のために全力を傾けておるというところでござります。

○藤原房雄君 これも期日のあることでございまして、大臣も御存じのとおり、五月一日というのが出漁する例年ならばその期日に当たつているわけであります。長期化したこの条約ということで、確かに今まで「一年」ということが今度はある程度長期的に展望でくるという面はあるんですねけれども、しかし、この最大の漁獲という出漁ができるかどうか、こういう非常に大事なところに来ておるわけであります。今、長官からお話をございましたが、大事な大詰めの折衝ということであります。ひとつこれを精力的に、外務省とともに連携をとりながら、漁業者が例年どおり出漁できるように最大の努力をしていただきたいと思うのであります。大臣 御所見をお伺いしておきます。

○國務大臣(佐藤守良君) 藤原先生にお答えたします。

○藤原房雄君 日ソも問題ですが、日米も大変に困難な問題を抱えているわけで、漁獲割り当て等につきましてもアメリカの方が厳しいという見方をもできるのではないかと思います。

過日の委員会でもお話を申し上げたんですが、割り当てを年三回に分けてするということことで、確かに削減の方向にあるということ、あるいはまた、過日長官がいらつしゃった国際捕鯨委員会の提訴取り下げというこの問題につきましても、これは今後不確定な問題が、条件がいろいろある中で決断をしたということは、巷間言われておりますように、将来この鯨についてはいろんな条件をのまされたということ、北洋の漁獲ということを尊重させるという大きな問題もあるわけであります。その後にもこの鯨につきまして何らかの手がかりなりました道が開ける、そういう方途といふものが感じられる、そういう中での交渉であったと思うんですけれども、その交渉の衝に当たられた長官としまして、この鯨のことや、それから今後の北洋のこと、要するに日本とアメリカとの漁業関係、この問題についてどういふお話で、現状としてはどのようにこれが推移をしてきたのか、ということについての経過を、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

まず、鯨の方でございますが、三月の二十八日に私は訪米をいたしました。ボルドリッジ商務長官との間で捕鯨問題と申しますか、具体的には捕鯨の問題をめぐるパックウッド・マグナソン修正法の署名が行われるかどうかという問題について米側と協議をいたしました。米側といたしましては、昨年の十一月十三日付のボルドリッジ書簡を、その後の環境団体から法廷で訴えられて第一審で敗訴をしたという事態に対応するための若干の修正の余地はあるけれども、基本的には十一月十三日付書簡に盛り込まれたボルドリッジ提案を

て、法廷闘争との関係で修正をする用意があると
維持するというのが米側の考え方でございまし
た。法廷闘争との関係で修正をする用意があると
米側が申しましたのは、商業捕鯨モラトリームに
対する異議申し立て撤回の手続を国際捕鯨委員会
に対してとする時期を控訴審で勝訴した後五日以内
ということに改める。それから、仮にそういうこ
とで日本政府が決断をしてくれるのであれば、そ
の旨、外務大臣からボルドリッジ商務長官あてに
四月五日までに通報を願いたいという点でござい
まして、その余の点につきましては、昨年十一月
十三日のボルドリッジ提案を一步も変更できない
という態度でございました。ボルドリッジ商務長
官といろいろ議論をいたしましたが、どうもその
点は動かしがたかつたわけでございます。

それで、帰國いたしまして、大臣にも御報告を
して御判断を仰ぎ、四月五日に閣議でお諮りをし
た上で、外務大臣からボルドリッジの言うとおり、
控訴審で米行政府が勝訴後五日以内に異議申
し立て撤回の手続をとる旨を通報する書簡を発出
することにいたしました。

そこで、しかば二年後のことについてどうな
るかということでございますが、ボルドリッジ商
務長官と私との会談の席上、私からその問題につ
いて言及をいたしましたが、ボルドリッジ商務長
官は、生存捕鯨類似のものとして非商業的な捕鯨
として日本の沿岸捕鯨を認知する可能性について
は、アメリカのコミッショナーは、そういう議論
に対して偏見と予断を持つことなしにお話を伺い
ましようということを申し上げる以上には出られ
ないというのがボルドリッジの言い方でございま
した。

私どもいたしましては、にもかかわらず二年
後も引き続き何らかの形で我が国の捕鯨の存続を
図つてしまひたいというふうに考えておりまし
て、この点について国際捕鯨委員会加盟各国にい
ろいろ働きかけたいというふうに考えておるとこ
ろでございまして、先週もちょうど訪日中の中国
の何康農牧漁業部長に対しても、大臣から捕鯨問題
についての我が国の方針を説明をして、中国政府

の好意的な配慮を要請したところでございますが、今後ともそういう努力は引き続き行っていくべきものと考えております。

それから、藤原先生言及なさいましたアメリカの二百海里内水域における四月割り当ての問題でござりますが、これは今般十九万五百トンの割り當てを行う旨の決定が行われました。今日まで事態が遷延をいたしましたことにつきましては、これはアメリカ側が日本に対する米国産のすり身を輸出したいという話がございまして、その問題をめぐつて米国政府内で結論を出すのに若干の時間を要しましたといふことです。

それで、割り當て量は、先生御指摘のとおり昨年の同期に比較いたしますとかなり減少をいたしておりますわけございますが、これは現在のアメリカの二百海里法の枠組みの中では米国の国内漁業が発達をしていく、力をつけていくのににつれまして、当然外国向けの漁獲割り當てが減少をするということになるわけでありまして、趨勢的には避けがたいことであるといふに認識いたしております。その中で、どれだけうまく日本側にとつてできるだけ被害が少ないよう立ち回るかという問題でございますが、これまた日本にとって有利な割り當てを獲得しようとすれば、当然またアメリカの要求にこたえて洋上買魚の數量をふやすとか、そういう形で協力をしていくべきを得ないわけでありますし、そういう協力の効果があらわれますと、アメリカの国内漁獲量がふえて外国向けの割り當てが削減されるという意味では一種の悪循環のよう仕組みになつておるわけでございまして、そういう意味では、今後他の国も同じことでございますが、米国二百海里内水域に対する我が國の漁業の依存の仕方がどのようなものであるべきであるかということにつきましては、このような冷厳な現実を直視した上で現実的な判断をしていかなければならぬ、そういう認識を持つておる次第でござります。

○藤原房雄君　これは国内的な問題ではなくて相手のあることで、その交渉に当たる立場では毎年

毎年じりじり押されるということで大変な交渉であらうかといふことは推測するわけであります

が、しかし、国全体の日本型食生活の中で占める

魚の消費ということや、今日までの日本の伝統的な捕鯨ということ等考え合われますと、これはだんだんだんだんこういうことでありますとこれはどういうことになるのか。今いみじくも長官お話を聞いておりましたが、やはり今後のあり方としましてその年その年、そのときそのときの交渉事だけではこれは済まされることじやなくて、やはり日本漁業のいろいろなものについて、また最近の輸出入の食生活のいろんな変化の中でどういう現状にあるのかといふことの中では、これは的確な計画性といいますか判断というか、こういうものが待たれるんじゃないかなと思います。

日ソにしましても日米にしましても、こういう現状が毎年続いているということですから、そういうことからしまして、また今までのように関係業界に對して過大な期待を与えるようなこともできないといふ厳しい現状の中にあるという今の長官のお話等ございますが、大臣これはぜひ今後の、今までもそれぞのの協定でありますから交渉に入るわけでありますけれども、先々どういうふうになるかなんといふことを予測することは難しいことありますし、また減るであろうということを先読みするなんといふことはでき得ないわけでありますし、現実は現実としてやつぱり対応策というものについて考えませんと、本当にどこまで後退すればいいのか

なつておったなんといふ。そんなことであつてはならぬだろうと思う。今ますますするするするいきますと、本当にどこまで後退すればいいのかという、こんな感じがしてなりません。毎回委員会が開かれるたびに、アメリカのこと、ソ連のこと、こんなことが話題になり、そしてまた、どんどん割り當て量が減退をしておるという、こういう現実はしつかりひとつらまえまして、これに対する対策ということについても、圧力があつたからそれでどうするという、そういう面の対策も大事ですけれども、漁業問題についても、ぜひひとつ大臣に真剣なお取り組み、また現状分析、今後の見通し、こういうこと等についてもしつかりとした対策を講じていただきたい、このよう強く要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君)　先生にお答えいたしました。

先ほど水産庁長官がお答えしたとおりでございますが、二百海里水域が、これは昭和五十二年で暫定から昨年恒久化しましてかなり厳しくなつてきました。ソ連とアメリカは考え方は違いますが、二百海里水域が、これは内閣として取り組もうということでありますけれども、漁業もこんなに後退に後退を重ねるということになりますと、これは合板どころではない。非常にもつと重要な意味を持ち、やはりこれを緊急対策といいますか、そういう対策が必要だということを私は言つておるわけですけれども、ゼビヒと、林業がさしかつての問題として提起になつてますが、これに劣らない漁獲割り当ての減退という中で、漁業の振興は急務である、こういうひとつ御認識をしつかり持つていた

大きな期待は持ち得ない現状だといふ現実は、やつぱりしっかりとらまえなきやならないだろうと思うんです。

こうしたことから、今後の推移を予測するということは非常に難しいことかもしませんが、日本遠洋漁業のあり方について、ここらで本当にどういうことになるのか。今いみじくも長官お話しつかり外務省、対外的な問題等でござりますから農水省だけできることじやないかもしませんが、対外経済摩擦で押されつ放し、そういうことではなくて、この漁業につきましては対外経済摩擦と別のことありますけれども、こういう問題についても積極的な取り組みといいますか、闘議の中で御発言、そしてまた、先々についていろんな問題についての対策を講じませんと、ふと我に返つてみたら日本の漁業がもう消えてなくなつておったなんといふ。そんなことであつてはならぬだろうと思う。今ますますするするするいきますと、本当にどこまで後退すればいいのかという、こんな感じがしてなりません。毎回委員会が開かれるたびに、アメリカのこと、ソ連のこと、こんなことが話題になり、そしてまた、どんどん割り當て量が減退をしておるという、こういう現実はしつかりひとつらまえまして、これに対する対策ということについても、圧力があつたからそれでどうするという、そういう面の対策も大事ですけれども、漁業問題についても、ぜひひとつ大臣に真剣なお取り組み、また現状分析、今後の見通し、こういうこと等についてもしつかりとした対策を講じていただきたい、このよう強く要望しておきたいと思いますが、いかがでしよう。

○國務大臣(佐藤守良君)　先生にお答えいたしました。

は、実は例えばスケトウダラなど見ておりましても、むしろそれよりか付加価値の高いもの、すり身などをして日本に売りたい、こんな方向を来ておるわけでございます。そんなことで、大変残念な言葉ですが、いつも粘り強い漁業外交を展開する、こんなことで、日本の実情を訴えながら何とかこれを確保していきたい、こう考えております。そういう形の中に、これは先生御存じのことではあります。例えば昭和五十五年には遠洋漁業は四百万トンとつておりましたが今は二百万トンに、半分になりました。そんなことでございますが、その間、また実は日本の沿岸漁業を高度化、利用化してこれをふやしてきた。こんなことでございまし、沿岸漁業を高度化し最高度にひつ利用し、そういう形の中にその不足分を補う、こんな形で、いわゆる育てる漁業、つくる漁業、こんなことで大いに漁業資源の確保に努めてまいりたい、こんなふうに考えております。

○藤原房雄君　育てる漁業と言えば沿岸漁業の振興ということですが、そういうことが重要な一つの大の努力をいただきたいし、また沿岸漁業につきましても言われて久しいのでありますけれども、それはそれとしまして、今あるものにつきましても最大の道になるだろうと思ひますけれども、それはそれとしまして、今あるものにつきましても最大の努力をいただきたいし、また沿岸漁業につきましても言われて久しいのでありますけれども、それほどの大きな効果が挙がつておるわけじゃありませんし、また相当な沿岸漁業の振興のためには長期的な計画と資金というものがどうしても必要である。林業は合板の関税引き下げということでも、これは内閣として取り組もうということでありますけれども、漁業もこんなに後退に後退を重ねるということになりますと、これは合板どころではない。非常にもつと重要な意味を持ち、やはりこれを緊急対策といいますか、そういう対策が必要だということを私は言つておるわけですけれども、ゼビヒと、林業がさしかつての問題として提起になつてますが、これに劣らない漁獲割り当ての減退という中で、漁業の振興は急務である、こういうひとつ御認識をしつかり持つていた

たきたいということを私は言っているんですねけれども、よろしくお願いします。

ところで、対外経済問題については、四月九日、政府でいろいろ取り決めをなさつたようでありましたが、針葉樹の合板または広葉樹の合板の関税の引き下げということについては、過日来いろいろ問題になつてゐるわけです。四月九日の発表を見ますと、五年の計画でおおむね三年をめどにといふ、「その進捗状況を見つづ、おおむね三年目から(1)針葉樹及び広葉樹を通ずる合板等の関税の引下げを行ふべく前向きに取り組む。」と。午前中もいろいろお話をございましたけれども、「(i)木材需要の拡大、(ii)木材産業の体質強化、(iii)間伐・保育等の森林・林業の活性化等を中心にして、財政、金融その他所要の措置を当面五年間にわたり「云々と、こういうことになつてゐるわけですね。

ところが、木は三年や五年で急に大きくなるわけじやございません。ある物を加工して合板にするというそういう加工業ですと、三年、五年の中である程度の体質強化というのはできるかもしません。こういうことで五年の計画を立てておおむね三年目から関税を下げるぞということでですが、三年目になつたらどういう状況になるから、もちろんその中には所要の措置を五年間にわかつて講ずると、「その進捗状況を見つづ」ということになつていて。言葉としてはわかるんですけども、林業という非常に息の長い産業の中で、これが三年たつたから関税引き下げいいぞという状況というのはそう簡単に生まれてくるのか、私どもは非常に危惧をするんです。

ですから一応の進捗状況というのは、進捗状況を見ながら立つのですから、どういう状況になつたらそれでいいぞというふうに判断なさるのか。そこは非常に難しいところだと私は思ふんですけれども、アメリカからも言われて、しようがないからこういう案を立てたということじゃなくて、やはり省内でもいろんな御検討をなさつて、五年の計画というのはまだ計画じゃなくて、やっぱり現実に沿つた姿の中での計画だと思ひます。

おおむね三年ということですから、三年の間にはある程度こういう進捗が見込まれるということです。このような決定をなさつたんだろうと私は思うんですが、その辺のことについてはどうでしょうか、林野庁。

○政府委員(藝滋君) 今回の決定は、ただいま先生からもお話をございましたように、おおむね五年間にわたりまして森林、林業あるいは木材産業の活力を回復させるために必要な木材需要の拡大、木材産業の体质強化、あるいは間伐、保育等森林、林業の活性化等を中心にしてしまして、財政、金融その他の措置を五ヵ年間にわたり特に講ずる、こういうことにしておりまして、ただいま具体的な内容等については検討を進めておるところでございます。

お話をございましたように、林業の生産そのものは大変長い期間を要するわけでございますが、現在の状況を見ますと、昭和五十五年の後半以降、木材需要の減退に起因いたしまして価格の低落が激しく起りまして、その後低迷状況を続けておるということで、非常に長期を要する林業生産の中で、そのときどきの経済の状況が非常に影響を与えるということになつております。

したがいまして、何とかこの五年にもなると、いう木材の不況を回復するということが一番急頭にあるわけでございまして、そのためには木材需要の拡大ということで、木材経済の環境を整備する一方、当然これは林業経営に携わります皆さんの方の意欲の問題、先行きの見通しの問題等がその活力の源になるわけでござりますから、その活性化といった点でいろいろ間伐対策、担い手対策等についても強力に取り組むということにいたしております。従来から林業の長期的な性格にかんがみまして、公共事業を初め生産基盤の整備、生産活動の底支えをいたしますような助成を続けておりますけれども、ここ五年にわたりまして、特にこの活力を取り戻すための対策を加えて、ことによりまして、何とか林業に当面の活力をもたらしたい、こういうことでござりますけれども、ここ五年にわたりまして、特にこの活力を取り戻すための対策を加えて、ことによりまして、何とか林業に当面の活力をもたらしたい、こういうことです。

ざいまして、関税問題につきましても、そういう対策の進捗状況を見ながら、どういう関税に対する対処をしてまいるかということも検討しながら、現在日米間その他国際的にも要請されます関税問題にも対処してまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 言わんとすることはわかるんですけれども、山に行きますとそういう言葉が通ずるかどうかという、現実問題、非常に厳しい環境にある。間伐をどうして、後継者をどうして、林業に活力を与える、言葉としては立派なんだけれども、どこの山へ行つたって若い人は大体いませんし、それで二年や三年の間に若い人が、林業はどうもいけるぞ、これはやつてみようなんという人が急にふえるなんという、行こうなんという人が何人出てくるかという、こういう非常に疲弊しきやならぬ。これは何でも金で解決するということを言うんじゃないですけれども、今まで中 小都市、大都市と比べまして過疎地というのはいろんな法律もあって施策はあるかもしれませんけれども、やはり人の住みづらいという、今日若い人がそこで安心して暮らせる状況がないということが若い者がどんどん都會へ出てくるという高きから低きへ流れる、そういうものをつくったんだらうと思うんです。これをまた逆方向にしようとすることですから、当然これはそれだけの誘導策、施策がなきやならないのは当然であり、そのためには相当なお金もかかるだろうと思います。

過日、参議院で経済摩擦の問題についての本会議があつたんですが、そのときに大臣からも特別の措置を講ずるというお話をございました。これはやつぱり今までの農水省の予算、裏退一途の予算規模ではなくして、特に林業、まあ林業だけじゃなくて漁業もそうだと、こう言いたいところなんですが、今林業についてはということでなければ、さつき次長がおつしやつたような、言葉

はあるんですけれども、大体これから作業をするんだろうと思いますけれども、別枠として予算を計上し、やっぱりこの五年の間に具体的な策というものをきちっと、活力あるこういうものが生まれ出るような策をつくろうと、こういうことがあります。今大臣の頭の中にあるのか。こうすればこうなるやうのものをお持ちになつていらつしやると思うんですけども、その辺のことをちょっと大臣からお聞きをしておきたいと思うんですが。

○國務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えいたしました。

二つの質問だったと思うんですが、その一つは、予算が別枠であるかどうかという問題、それからもう一つは、じゃ財政規模をどの程度考へるか、この二点だと思います。

実は先ほどもちょっと林野庁の次長が話したようなことでございますが、このたびの対外経済対策の決定で、その言葉の中にいわゆる「特に講ずること」として、「この「特に」というのはまだ意味があるわけでござります。そんなことで、私は、例えば六十一年度予算案の八月からシーリングを始めるわけでございますが、その場合に農林水産省の予算には一切影響を与えない、こういうふうなことでこの対策を処置されると、こういうふうに理解しております。すなはち、したがつて別枠という言葉がいいかどうかは別として、私はそのように理解しておりますと、いうことでござります。

それからもう一つは財政規模でございますが、実はこれは総合的対策ということでおきまして、これは大きく三つあります。一つは木材需要の拡大、木材産業の体質強化、それから間伐、保育等、森林、林業の活性化等を中心と考えております。

お聞きしませんけれども、しかし、大臣が別枠という考え方でいるんだということじやなくて、これはやっぱり闇議として確認していらっしゃることだと思いますよね。農林水産予算がそれだけでなく、もうじり貧状態の中にあるのに、さらにまた別枠でなくしてその中からなんということになりますと、これは何ば大きな立派な項目を立てましても現実性はないということになりますから、それはひとつ佐藤大臣、農水省の林業発展のために命をかけて頑張つてもらいたい。

また、こういう木材需要の拡大とか、木材産業の体质強化とか、間伐、保育等、森林、林業の活性化等、こういう言葉はありますけれども、この具体化というのは非常に容易ならざることであつて、多くの方々がそこで住まいをし働きの場としておりました人たちが都会へ出でてしまった。その方が再び山へ戻るなんということは非常に難しいことでありまして、相当真剣な具体的な施策が必要にならなければならないと思います。

過日、東京の宮林署の御案内をいただきまして東京都の山をちょっと歩きましたけれども、そのときにやっぱり若い人がなかなかお仕事につかないと、東京都の中でさえも、車で三十分やそこらで町へ出られるというところでもそういう現況がありました。また林相も非常に変わつております。昔のよう皆伐じやなくて複合造林といふんですか、そういうことできめ細かに林道をやつていただきたい、こういう要望が非常に強い。そうでないと、複合造林の作業をするにはやはり林道というものがどうしてもなければなりません。財政がどうだといふことでも、山を活性化しようというんですから、相当な手で相当手をかけなきやならないことがたくさんある。財政がどうだということで、すぐそういうものが切られてしまう現実にあるんですねけれども、山を活性化しようというんですから、相当な財政的にバックアップをしませんと林業振興はできない、こういうことで、ひとつ真剣なお取り組みをいただきたい。

</

たこの融資を中心としたこういう政策的な、農林漁業にわたりまして融資というものを非常に重視をする、それはいろいろなものがあるわけありますけれども、他産業に比すべくもない非常に時間のかかるものであり、また自然を相手にするものだということの中、食糧維持のためにはそれが得ないという一つの考え方があつたんだあります。が、農業基本法制定以来、そこに経済性といふものが加味されることになりました。しかし、三十年代から四十年代、他産業は年率一〇%を超えるような大きな成長を遂げる。そういう中もありましても、農業はそんな二けたなんというような成長を遂げることもできるわけはありません。農業基本法制定以来、他産業と同じような所得を得をということで一生懸命いろいろな施策をしましたが、工業生産から見ますと多少それはテンボのろいのは、テンボが追いつくはずもございません。そういう中で、農業も大きく変貌しつつ今日来たわけであります。最近は、財政難という大変な財政の逼迫する中で、それぞの政策につきましても非常に見直しが行われ、特に第二臨調路線というやつで農水省の補助金というのが一つの悪玉みたいに取り上げられて今日まで議論されてきました。

御指摘のとおりでございますが、農林水産業の体質強化と農山漁村社会の活性化を進め、農林水産業に携わる人々が意欲と機会を持てるようになります。そんなど大事だと考えております。

そんなことで、私は次の四つの施策を中心にしてから積極的に施策を進めてみたい、こう思つております。その一つは、需要の動向に応じました農業生産の再編成、二つ目は、技術経営能力のすぐれた中核農家や生産組織の育成確保、その次には、農業生産規模の整備と技術の開発普及、活力ある村づくりの推進、こんな施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 大臣のおっしゃる四つというの

は、いつも聞かされますが、私も本当にすばら

しいと、よく承知しておりますが、そういうこと

を土台にして、大臣も選挙区があるわけですから

よく御存じだと思いますが、我々農民は何をつ

くつたらしいんだろうか、一年か二年するとすぐ

次のことを考えなきゃならないみたいな非常に変

化の激しい、猫の目のようにもぐるくる変わること

う、もう言いませんけれども、そう言ってる人

もいますけれども、非常に難しい、だからそいつ

う中でやっぱりこうという長期展望をきちっとし

たものを打ち立ててもらいたい。安心してこうや

ればこうなるんだというものをはつきりしてくだ

さいといふのは、大臣、選挙区どこへいらっしゃつ

しゃつても農家の方々おっしゃるんじゃないですか。そういう先々を見通して描るぎないそ

ういうものを、これは個々の数字的なことで詳し

く書くなんということは非常に難しいことだと思

いますけれども、一つの基本線というか筋金とい

うか、そういうものだけはきつとひとつ通して

いただきたい。これは私のあれであり、また各地

を回りまして農民の方々のお話の中にやっぱり絶

えず不安におののくという、こういうことの中でも

制度が改正されるということは大変なことだとい

う、そういう気持ちがするものですからお話しして

いるんです。

さつきの四つの柱を基本にして、先々を見通し

たやつをきちっとひとつおつくりいただきたい。また、そういう安心感といいますか、農業にいそしむ方々に信念というか、そういうもののをきちっと与えるような施策というものをひとつ進めていただきたい、こういうことを要望しておきたいと思ひます。局長、どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 十分御趣旨を踏まえて今後努力してまいりたいと思います。

○塩出啓典君 時間も大分遅くなりましたので、答弁もひとつ簡潔に願いたいと思います。

それで、まず最初に、この法案が提出されました背景ですね。これは五十六年三月に第二次臨調

が設置され、その第五次答申、これが利子補給金

抑制の見地から融資の重点化あるいは貸付条件の

見直しを行う、これは農林漁業金融公庫について

そのように言つておるわけあります。さらに、

行革大綱が五十八年の五月二十四日に閣議決定さ

れまして、貸出利率の引き上げと財政負担を軽減

する方向で見直しをやれと、さらに五十九年の一

月二十五日の行政改革に関する当面の施政方針に

おいては、農林漁業金融公庫については「融資の

重點化による貸付計画枠の圧縮、滞賃償却引当金

の繰入率の引下げ等により利子補給金を抑制をす

る」、こういうようないろいろなことが言われます。それでよろしいのか、あるいは間違つておるのか、お伺いします。

○政府委員(後藤康夫君) ただいまお話をありま

したようないろいろな動きなり経緯というものが

、今回の制度金融見直しの背景になつております

ことはこれは事実でございます。ただ、私ども

の法律改正によって六十年度の予算、もちろんこ

れは実質に予算のとおりに要望があるかどうかわ

からないけれども、予算における例えれば加重平均

金利とか、あるいは利子補給というものが五十九

年度と比べてどうなるかという、これは余り細か

いことはいいんですねけれども、それは今わかりま

すか。わかれれば教えていただきたいし、わからなければ後で資料でいただければありがたいと思う

んです。

○政府委員(後藤康夫君) 公庫につきましては、

私ども、やはり今、農林水産業は非常に厳しい

情勢の中に置かれておりまして、その中で基礎の

しつかりした足腰の強い農林水産業をつくつてい

くには制度金融の面でどういうふうな対応を今後

していつたらいいか、そういう観点に立つて法律

上の事項それから政省令、公庫の業務方法書ある

いは通達というふうなところまで全部見直しまし

て今度の制度の見直しをやつたわけでございまし

て、この際、やはり財政資金の効率的な使用とい

うことを考えながら見直しを行つたということで

ございまして、単に財政的な観点からやつたとい

うことでは決してございません。

○塩出啓典君 財政的な要請がもちろんある、し

かしそれだけではない、限られた資金をより効率

的に使うにはどうするか、こういう方向で今回

法案を出したということは諸般の慣習から見てあ

る程度理解できるわけありますが、大変これは

私も不勉強な結果ではありますけれども、非常に

ややこしいですね、この金融制度というのは。

そこで、この金融三法の改正によりまして、例

えば漁業金融公庫の場合は今までの加重平均によ

る貸出金利は五・〇%程度だ、それで利子補給は

幾らだと、利子補給金額ですね、いわゆる利子補

給という言葉でない場合もあるでしようけれど

も、実質的には利子補給金額、そういうものが、

私がいたいた資料では漁業金融公庫の場合は一千

百五十億が六十年度は三千三百九十六億になる、こ

ういう資料があるわけですから、じゃ、ほか

のいわゆる農業近代化資金助成法とか、あるいは

改良資金助成法、そういうもろもろのものが今度

の法律改正によって六十年度の予算、もちろんこ

れは実質に予算のとおりに要望があるかどうかわ

からないけれども、予算における例えれば加重平均

金利とか、あるいは利子補給というものが五十九

年度と比べてどうなるかという、これは余り細か

いことはいいんですねけれども、それは今わかりま

すか。わかれれば教えていただきたいし、わからなければ後で資料でいただければありがたいと思う

んです。

○政府委員(後藤康夫君) 公庫につきましては、

私ども、やはり今、農林水産業は非常に厳しい

情勢の中に置かれておりまして、その中で基礎の

ます。が、今度の制度改正によりまして六十年度以

降の新規貸し付けにつきましての、つまり今まで

の貸し出しまして過去の残高は除きますし、新規

の貸し出しにつきましての加重平均の金利とい

うことがありますと約五・二%程度になりますが、

これをもつていたしましても、本年度、補給金が

千三百九十八億でござりますが、十年後には千六

百七十億程度まで公庫の補給金は増加をいたす

いうことでございます。

なお、近代化資金につきましては、六十年度に

おきまして利子補給を要します予算が全部で百六

十七億円でございまして、六十年度予算額は前年

度に対しまして三億八千四百万ほど減少いたして

おります。これは、今度の制度改正は限度額の

アップと、それからもう一つは、地域農業再編整

備資金という一種の村づくり資金的なものを特利

を設けてつくるということでござりますが、初年

度は利子補給という形でござりますと予算にはそ

れほど書いてまいりません。むしろこの予算の減

少は、近年、近代化資金の融資残高が毎年の融資

が停滞をいたしておりますために若干減少してき

ておりますので、その残高の減少に伴いまして利

子補給の必要な経費が若干減少してきている、こ

ういう状況でございます。

○塩出啓典君 もう一つの方は。

○政府委員(閴谷俊作君) 農業改良資金の方でござ

りますが、これは利子補給方式ではございません

が、これは利子補給方式ではございません

子でござりますし、今回の制度改正後も無利子でござります。

○塙出啓君　それで、もう一つお願ひしたいん
ですけれど、これをいろいろ読ましていただいた
は自作農創設特別措置特別会計法というものの資
料ですけれども、こういうものがでてきてから今日
まで経営規模というものがどう拡大してきたか、
こういうようなことは資料にいろいろ書いてあつ
て大変参考になりました。農家の数が減つて経営
規模は拡大していくという、そういうことはよく
わかつたんですが、よく農村地帯を回りまして聞
く言葉は、むしろいろいろ設備投資をした農家ほど
大変だ、もちろん設備投資をしてうまくいって
いる農家とうまくいくっていない農家と両極端ある
のかもしれません、何もしない農家の方がむし
ろ借金は少ない、そういうような話をよく聞くわ
けですね。

そういう意味で、私たちは今回審議をしている
法律において、今日まで経営規模がどう拡大した
とともに、個々の農家の経営状態がどうなつてい
るのか。例えば、先般漁業組合連合会のお話では、
漁業界は三兆円の売り上げがあるので借入金は三
兆円だ。一年間の売り上げが三兆円だけれど、実
際の借入金は三兆円であると、こういうようなお
話を聞いて、大変な借金だなと思つたんですけれ
ど、例ええばそういうような個々の農家、個々の漁
家の負債の状況、そういうもののデータというも
のはないんでしょうか。そういうものの後で御提
出いただけますでしょうか。ちょっとそういう点
を勉強したいと思ってね。

○政府委員(後藤康夫君) 農家経済の動向につき
ましては、農家経済調査という調査を統計情報部
でやつておりますので、これの中には借入金なり負
債、あるいは貯蓄それからまた農家の所得等々
につきましての平均値でございますが、ございま
すので、御要求の数字は、経済調査の数字でござ
います。すれば御提出することが可能だと考えており

○塙出啓典君 じゃ、それは後で御提出いただきたいと思います。
そこで、最近農業に対する投資が非常に減退をしておる。農業総固定資本形成を見ると、昭和四十年から昭和五十年度は一七・一%伸びておる。ところが、五十三年から非常に伸びが鈍化し、五十五年、五十六年はマイナスとなつておる。こういうようすに見受けたわけであります。一般的に見れば、やっぱり産業というものはどんどん設備投資が行われるときに技術革新があり生産性が上がる。そういう点を考えると、農業における設備投資に匹敵する投資が非常に減退をしておるということは、政府としてはどのようにお考えであるのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 率直に申しまして、やはり近年におきます農産物需給の緩和、そしてまた、五十九年豊作でございましたけれども、その前四年ほど異常災害が多発をすると、いうふうなことを初めといたしまして、農業をめぐる情勢が非常に厳しい。そういうことによります農家の投資に対する態度の何といいますか、慎重化と申しますか、そういうことが一つやはり五十四、五年からあらわれてまいりてきていると思いますし、また、かつての設備投資、特に機械の投資を押し上げております例ええば田植え機でござりますとか、コンバインでござりますとか、こういったものの投資が一巡をしたというようなこともその要因として響いているんじゃないかという気がいたしまして、ただ五十九年度におきまして、米の豊作等によりまして農業所得の回復が見られたというふうなことから、最近、農業投資にも若干の回復が見られておりまして、停滞をいたしております。近代化資金の貸し付けも五十九年度はある程度上向くという傾向がうかがわれるようになつてしまつてきております。

過剰投資ではなかつたのか、それともう一つは、今までが落としとして心配ではない、そういうような意見もあるわけであります。農林水産省としては、これはもちろん個々の場合一概には言えないと思ひますが、全体的に考えてどのように判断されおるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(関谷俊作君) なかなか難しい問題でございますが、割合一般的な農業の形として稻作を例に挙げますと、ただいま経済局長のお答えにもありましたように、大体稻作の基幹になる田植え機あるいは収穫機、そういうものの機械が開発される同時に普及をしたというのがこの数年來の傾向でございまして、そういううち過程で、一方においてそういう能率の高い機械が整備され、またいろいろ乾燥調製施設も整備された。しかし、その過程でよく問題になりますけれども、比較的規模の割には機械投資が多い、こういうような俗に言う過剰投資あるいは極端に言えば機械貧乏、こういうような傾向が部分的にはあるし、そういう意味では、最近固定資本形成を含めまして農家投資が総体として落ちているのは、ややそれにブレーキがかかつたという面は評価し得るというような気が私どももしております。

昨年の稻の大豐作によりまして、私どもの所管しております農業機械でも、にわかに売れ行きがよくなる傾向が見られておるわけでございますが、これも多少控えていた更新等を少し始めるというようなことでございまして、從来で申しますと、投資がふえたのはいいわけですが、どうもやはりそこに少し行き過ぎもあつたんじゃないかな。これからはもう少し地道な投資と申しますか、を考えなければならぬし、我々もそういうふうな指導をしなきやいけないんじやないか、これは気持ちでございますが、そう考えておる次第でござります。

うんですけれども そういうわけで、今、局長もおっしゃいましたように、やはり過剰投資といふものは実際にはそういうことが経営を圧迫している場合もあるわけでありまして、そういう点、本当に必要な投資が必要でない投資が、やっぱり不必要の投資は抑制をしていく、こういうことが大事じやないかと思うんですけども、これは一体だれがそれを判断するのか、最終的には農家の人が判断をせざるを得ないんじやないかと思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(関谷俊作君) 一番問題になる例で農業機械の例で申し上げますと、いわゆる適正な範囲内での投資ということになりますと、農業機械化促進法に基づいて決めております高性能農業機械導入基本方針というのがございまして、その中で、例えばトラクターなりコンバインなり、そういう機械別に最低作業量というようなものを作しております。これが我々の一つの指導のめどになるわけでございまして、現実にはやはりこういうものをかなり下回る投資、機械購入が行われているということございます。

これに対する対策としましては、一方におきましても、農家の方々の經營者としてのやつぱりレベルアップと云うか、これにはできるだけ大学を出た、あるいは農学部を出た青年が農村に帰れるようなこういう態勢もつくらなければいけない。いろいろあると思うんですけども、しかし、やっぱり何といっても農協がもうちょっとしつかりしないかと考えております。

○塙啓典君 そういう意味で私は前回当委員会でも、農家の方々の經營者としてのやつぱりレベルアップと云うか、これにはできるだけ大学を出た、あるいは農学部を出た青年が農村に帰れるようなこういう面の政策的な配慮というのは、ある意味ではこれからますます必要になつてくるのではないかと考えております。

てもらわなくちや困ると思うんですけれどもね。やっぱり個人個人ではなかなか大変だ、それをお互いに共同していろいろ世界の、あるいは日本の市場の状況もキャッチして、そしていろんなデータを参考しながら投資をしていく。そういう意味では農協がもつと真剣になつていかなければいけないのじやないかなと思う。

先般、農業団体の要望の中に、そういう経営指導といふのはやっぱり農協とか中央会とか経済連

とか、あるいは県信連とか、そういうものがばらばらではいかぬ、こういう意見があつて、私は本当にそのとおりだと思つうんですけども、そういう

ければいかぬ、こういう意見があつて、私は本当にそのとおりだと思つうんですけども、そういう

点、国も助成してもらいたいんですよ。けれども、

考えてみると、結局、経済連の方はできるだけ農機具とかたくさん買つてもいいたいわけです。だ

から私たちが農民に会つて感ずるのは、本当に農

協は農民のためにやつておるのかどうか。ある場

合にはこんな農機具は買うなど言つて、企業の場

合は会社更正法みたいなのがあつて、ぱつといけ

ばそれで再建できるわけですけれども、そういう

意味で私はもつと農家への指導体制というものを強化すべきじゃないか。総合的な指導、これは

やっぱり農協の中でやつた方がいいのか、あるいは外でやつた方がいいのか、そのあたりはよくわ

かりませんけれども、いずれにしても、本当に農

かりませんけれども、いすれにしても、本当に農

り、経営的感覚というのは借りた金は利息がつくということ、必ず返すということ、この認識、これがない場合が非常にあります。そんなことでございまして、今、先生のおつしやるようなことで、金を貸すということは非常に難しいことです。相手に幾ら貸したら例えれば適正に返済できるかそれは難しい。そんなことでございますので、先生の御指摘のようなことで農協の勧告、そういう指導はこれからも大いにやりたい、こう思つております。

○塩出啓典君 日本の農業をさらに再建をしていくにはいろいろな方法があると思うんですけども、その中の一つがそういう資質の向上といふ

か、ある意味では農業というのは先進国産業である、やっぱり工場で自動車をつくるのはただ一生懸命ボルトを簡単に締めればいい、やっていけない、だれでもできるわけだけれども、その点どうな

ういう感じがするんですけれども、その点どうな

んですか。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども今度の改正に當たりましても、今ちよとお話をございましたよ

うに、農林漁業金融公庫資金一つとりまして、過去年々の改正によりましていろいろな細かく資

金を細分しながら融資条件を少しずつ改善をしていくというようなことを積み重ねてまいりました

が、市場の経済原理とか、そういう点では非常に優秀な人が必要であり、そういう人がやればまた

日本農業も将来性があるというふうなこういう

意見もあるわけでありまして、そういう意味で特

に人材の育成、レベルアップ、そういう点には今

後農水省の一つの柱として頑張つていただきたい、このことを要望しておきます。

それと最後に一問お尋ねしたいことは、今回の法律改正によつてどういう投資を促進しようとき

り必要な投資であつても、この人にとっては不急不

要の投資というのもいろいろあると思うんです

ね。だから、そういうときにはなかなかまらないわけ

でござりますが、これにつきましても過去何回

と、借入手続の簡素化というようなこともあります

が、そのあたり承つておきたいと思うんですが

今聞きました、やっぱり過剰投資というものにつきまして、本人の希望によるもの、あるいは農業協同の事情によるもの、いろいろあると思うんです

します。それからもう一つ先生がおつしやつたとお

う大狂いの農水省がこういうのを投資しろなん

いうのは、むしろ反対に行つた方がいいんじゃない

かという意見もあるぐらいで、そういう意味

で、余り細かく分けた政府が一つの方向に誘導し

ていこうというののはいかがなものか。ある程度や

はり誘導すべき方向は大ざっぱに決めて、余り

細かいことは言わないで、やっぱり要是そのお金

を借りてやつていけそなところ、お金は返して

もらわなきやいかぬですから、そういうよう

にやるとか、もつと資金、金融制度を簡単に

いただきたい、そうすべきじゃないかなとうそ

ういう感じがするんですけれども、その点どうな

んですか。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども今度の改正に當たりましても、今ちよとお話をございましたよ

うに、農林漁業金融公庫資金一つとりまして、過去年々の改正によりましていろいろな細かく資

金を細分しながら融資条件を少しずつ改善をしていくというようなことを積み重ねてまいりました

が、市場の経済原理とか、そういう点では非常に

優秀な人が必要であり、そういう人がやればまた

日本農業も将来性があるというふうなこういう

意見もあるわけでありまして、そういう意味で特

に人材の育成、レベルアップ、そういう点には今

後農水省の一つの柱として頑張つていただきたい、このことを要望しておきます。

それと最後に一問お尋ねしたいことは、今回の

法律改正によつてどういう投資を促進しようとき

り必要な投資であつても、この人にとっては不急不

要の投資というのもいろいろあると思うんです

ね。だから、そういうときにはなかなかまらないわけ

でござりますが、これにつきましても過去何回

と、借入手續の簡素化というようなこともあります

が、そのあたり承つておきたいと思うんですが

今聞きました、やっぱり過剰投資というものにつきまして、本人の希望によるもの、あるいは農業

協同の事情によるもの、いろいろあると思うんで

します。それからもう一つ先生がおつしやつたとお

これはまた今後も努力をしていきたいと思っております。

○委員長(北條一君) よろしくうございます。

三案に対する質疑は本日はこの程度といたしま

す。本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

これはまた今後も努力をしていきたいと思っております。

○委員長(北條一君) よろしくうございます。

三案に対する質疑は本日はこの程度といたしま

す。本日はこれにて散会いたします。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、畜産物の輸入抑制並びに畜産經營改善・生

産振興対策及び価格安定対策の推進に関する請願(第三〇六七号)

一、新潟食糧事務所小千谷支所及び塩沢支所の

存置に関する請願(第三五四八号)

第三〇六七号 昭和六年三月三十日受理

畜産物の輸入抑制並びに畜産經營改善・生

産振興対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動道行君

畜産物の需給は、輸入の増加、需要の伸びの鈍化

等により緩和基調で推移し、計画生産等需給調整

対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動道行君

畜産物の需給は、輸入の増加、需要の伸びの鈍化

等により緩和基調で推移し、計画生産等需給調整

対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動道行君

畜産物の需給は、輸入の増加、需要の伸びの鈍化

等により緩和基調で推移し、計画生産等需給調整

対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動道行君

畜産物の需給は、輸入の増加、需要の伸びの鈍化

等により緩和基調で推移し、計画生産等需給調整

対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動道行君

畜産物の需給は、輸入の増加、需要の伸びの鈍化

等により緩和基調で推移し、計画生産等需給調整

対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動道行君

畜産物の需給は、輸入の増加、需要の伸びの鈍化

等により緩和基調で推移し、計画生産等需給調整

対策及び価格安定対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

一、我が国の基本作目である牛乳、乳製品をはじめとする輸入制限品目はもとより、豚肉、ブロイラー等、既自由化品目についても計画生産を実施していることにはんがみ、国内の需給及び価格が混乱しないよう適切な輸入抑制を実施すること。

二、畜産負債農家の経営改善を図るとともに、畜産經營の体質強化と生産振興を推進するため、長期、低利資金の融通措置の拡充、経営指導体制の整備、肉用牛の地域内・経営内一貫生産の促進、子牛の生産拡大奨励、肉用牛經濟肥育の普及促進、乳用種の肉資源としての活用対策及び酪農における後継者確保対策等の対策を強化すること。

三、畜産経営の発展と畜産物の安定供給をため、子牛価格安定制度の充実強化、生乳等畜産物の需要の拡大等、畜産物の価格安定対策を講ずるとともに、昭和六十年度の加工原料乳及び指定食肉の政策価格の決定にあたっては、所得を補償し、再生産が確保できる適正な価格水準とし、あわせて加工原料乳の限度数量は乳製品の需給動向をふまえ適切に設定すること。

第三五八号 昭和六十年四月四日受理
新潟食糧事務所小千谷支所及び塩沢支所の存置に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

紹介議員 長谷川 信君

第二次臨時行政調査会の第五次答申に関連し、昭和五十九年一月二十五日食糧事務所について、事務の整理合理化及び組織減量化をすすめることが閣議決定され、食糧事務所の支所は、昭和五十九年度末までに全国で十箇所、更に昭和六十三年度末までに三十箇所を整理統合することとしている。食糧庁においては、この決定に基づき、昭和六十一年度に新潟食糧事務所小千谷支所と塩沢支所を統合するための協議をすすめているが、その管轄区域は、豪雪地域で、米が基幹作目であり、その

良質米の生産に鋭意努力してきたところである。そのため、カントリーエレベーターの建設、均質化装置等を設置し、受検体制を整え、検査の合理化に協力してきたが、両支所の統合を実施すれば、地理的条件、道路交通事情等から米の集荷検査に重大な影響を与える。よつて、小千谷支所及び塩沢支所を存置するよう強く要望する。